

平成30年7月豪雨災害 支援活動記録



愛媛県行政書士会

Ehime Association of Certified Administrative Procedures Legal Specialists'

目次

会長挨拶

1 豪雨の概要と被害状況

- (1) 豪雨の概要 2
- (2) 被害状況 3

2 災害対策本部の設置と活動

- (1) 対策本部の設置と罹災証明支援活動 5
- (2) 対策本部の活動経過 6

3 グループ補助金受付窓口審査等受託業務（グループ補助金受託業務）

- (1) 取組経緯概要 9
- (2) 受託業務活動概要 9
- (3) 取組体制及び内容 12
- (4) 受託事業経過記録 15
- (5) 個別業務活動の総括 16
- (6) 受託業務運営と支援活動総括 18

4 地域活動報告

- (1) 宇和島地域の被災の特徴と支援活動＜吉田オフィス支援事業＞ 19
- (2) 大洲地域の被災の特徴と支援活動＜大洲オフィス支援事業＞ 21
- (3) 西予市野村町の被災の特徴と支援活動＜西予オフィス支援事業＞ 23
- (4) 中予地域の被災の特徴と支援活動＜松山オフィス支援事業＞ 25
- (5) 島しょ部の被災の特徴と支援活動 27

5 事業参加者に対するアンケート結果

- (1) 罹災証明支援事業参加者アンケート結果 29
- (2) 補助金審査業務参加者アンケート結果 32

6 被災者から寄せられた感想 37

7 参加会員の感想 39

8 資 料 41

編集後記 69



会 長 挨拶

愛媛県行政書士会

会 長 山 本 大 樹

平成30年7月豪雨災害の発生から早いもので、3年以上の歳月が経過しました。愛媛県内では梅雨前線や台風から変わった温帯低気圧の影響で7月4日から断続的に降り続いた雨は、災害発生前夜の7月6日もその激しさを増し、深夜から翌朝にかけて河川の氾濫や土砂崩れなど多くの甚大な被害を発生させたことは今でも鮮明に覚えております。あらためて、この災害により尊い命を失われた方々のご冥福をお祈りするとともに、今もなお復旧・復興に取り組んでおられる被災者の皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。愛媛県行政書士会では、過去に経験したことの無い甚大な被害を及ぼした「平成30年7月豪雨」の記憶を風化させることなく、災害後に取った当時の我々の対応と、そこから得た教訓をしっかりとまとめ、未来へ継承し、今後の災害対応に役立てるためにこの度、豪雨災害記録誌を発刊することといたしました。昨今の気候変動により、今後もこのような大規模災害がいつどこで発生してもおかしくありません。この記録誌によって、いざという時でも迅速に冷静なご対応をしていただくための一助としていただければ幸いです。また、災害時における被災者支援協定に基づく被災自治体からの要請に基づき、災害発生直後から8月末まで災証明書の受付窓口での支援に当たっていただきました会員の皆様、その後の1年以上に渡るグループ補助金受付窓口補助業務に従事していただいた会員の皆様、これらの業務を裏で支えていただいた役員の皆様、事務局職員の皆様、そして本会に対して義援金や人的支援等の様々なご支援をいただいた、日本行政書士会連合会並びに各都道府県行政書士会の皆様、その他被災者支援に当たっていただいた全ての関係各位に対し、心より感謝申し上げ、発刊に当たってのご挨拶とさせていただきます。

1 豪雨の概要と被害状況

(1) 豪雨の概要

平成30年6月28日以降、台風や梅雨前線の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な豪雨となり、甚大な被害を齎しました。

6月下旬、華中から日本海を渡って日本に停滞していた梅雨前線は、7月4日にかけて北海道付近に北上し、7月5日には西日本まで南下し、そのまま停滞しました。また、6月29日に日本の南で発生した台風7号は東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日に日本海で温帯低気圧に変わりました。この梅雨前線と台風により、西日本を中心に日本列島は、暖かく非常に湿った空気が供給され続け、全国的に広い範囲で記録的な大雨に見舞われました。6月28日から7月8日までの総降雨量は、四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるところがあるなど、7月の1ヶ月降水量の平均値の2倍から4倍となるところがありました。四国、九州をはじめ多くのアメダス観測点で48時間や72時間雨量の観測史上第一位の記録を更新しました。また、この大雨に対し、愛媛県をはじめ1府10県に大雨特別警報が発表され、最大限の警戒が呼びかけられました。



気象庁は、特に7月5日から8日までの広範囲で記録的な豪雨の要因を、次のように解析しています(気象庁平成30年7月13日発表)。

- ①多量の水蒸気の2つの流れ込みが西日本付近で合流し持続
- ②梅雨前線の停滞・強化などによる持続的な上昇流の形成
- ③局地的な線状降水帯の形成

これらの影響により西日本全体で、河川の氾濫、家屋の浸水被害、土砂災害が発生し、死者・行方不明者が多数となる大惨事となりました。

■ 県内の降雨状況

(愛媛県HPから引用)

県内で過去40年程度観測を続けている雨量観測地点のデータでの確立雨量換算では、今治、大三島、大洲、長浜、八幡浜、宇和で100年に一回の確率となっており、地域にとって『過去に経験のない規模の降雨』であったことが報告されています。

観測地点	過去の最大 24時間 雨量(mm)	確率24時間雨量								平成30年 7月豪雨 ※	確率雨量 換算
		1/100	1/70	1/50	1/30	1/20	1/10	1/5	1/2		
四国中央	348.0	366.7	347.1	328.6	300.3	277.7	241.4	193.1	123.7	147.0	2～5年
富郷	448.0	467.7	453.5	439.4	416.7	397.3	360.3	312.2	223.5	183.0	2年未満
新居浜	330.0	416.8	394.0	372.6	339.8	313.6	268.1	220.6	148.8	146.0	2年未満
成就社	761.0	734.8	694.9	657.1	599.5	553.4	473.3	396.5	263.7	250.5	2年未満
西条	313.0	402.3	374.3	348.6	310.9	282.0	234.4	188.4	125.6	156.0	2～5年
玉川	270.0	333.5	327.5	306.7	275.9	252.1	212.5	172.9	121.5	273.5	20～30年
今治	185.0	236.8	222.9	210.1	166.2	159.1	146.3	130.2	98.0	279.5	100年以上
大三島	181.5	195.2	186.3	177.8	165.0	154.7	136.8	118.2	88.0	249.5	100年以上
松山	262.5	254.6	242.1	230.3	212.2	191.9	169.7	143.6	99.7	245.0	70～100年
中山	244.0	277.7	264.6	251.8	232.7	215.8	190.9	163.0	121.0	260.0	50～70年
上林	207.5	214.2	213.0	211.5	208.6	205.4	197.6	185.0	152.2	184.5	2～5年
久万	284.0	337.1	321.2	306.3	283.4	265.1	233.8	200.2	150.2	177.5	2～5年
大洲	203.0	208.1	204.7	201.0	194.7	188.8	176.5	158.6	128.6	263.0	100年以上
長浜	191.0	194.3	191.6	188.7	183.4	178.2	161.6	148.6	119.7	206.5	100年以上
獅子越峠	316.0	354.9	345.7	336.4	321.2	308.0	282.4	251.2	189.4	207.0	2～5年
瀬戸	233.0	275.6	263.3	251.6	225.1	214.1	193.9	169.2	128.3	219.0	20～30年
八幡浜	191.0	210.7	205.5	200.4	192.1	185.0	171.3	155.0	124.4	307.5	100年以上
宇和	292.0	343.8	327.5	312.0	288.5	269.6	236.8	202.7	151.1	346.5	100年以上
宇和島	402.0	371.2	351.8	333.6	305.7	283.4	242.5	203.4	138.0	197.0	2～5年
近永	309.0	321.1	315.4	309.3	298.5	288.5	239.8	234.8	186.0	297.5	10～20年
御荘	230.0	234.1	231.2	228.1	225.5	217.1	205.3	189.0	154.1	131.0	2年未満

※平成30年7月豪雨は、2018年7月5日0:00から7月9日0:00までの最大24時間雨量を算出した。

(2) 被害状況

県内災害の特徴

(愛媛県HPから引用)

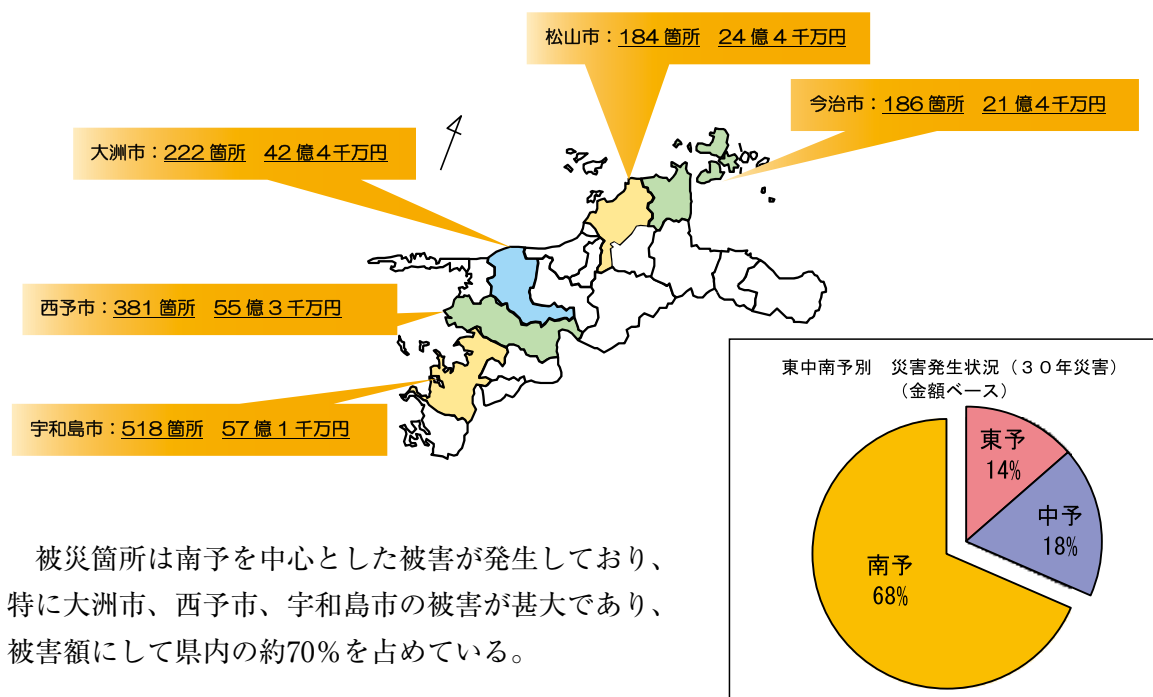
平成30年に発生した災害は、愛媛県で統計開始以降最大の被害が発生しました。

また、この豪雨災害の額は、年間被害総額の88%を占めていました。

被害箇所数 : 2, 285件 うち西日本豪雨災害では、2,081件
被害額 : 317億円 279億円



※公共土木施設災害復旧事業費(査定結果)



■ 人的被害状況及び住家被害状況

（愛媛県HPから引用）

愛媛県内では、死者33名（関連死含む）、安否不明者1名、住家については、全壊627、半壊3,118、一部破損149、床上浸水191、床下浸水2,578、住家被害総数6,663（愛媛県令和3年3月1日時点取り纏め）の史上稀な災害となりました。

住家被害状況 (棟)

全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	総数
627	3,118	149	191	2,578	6,663

人的被害状況 (人)

	死者		安否不明者	重傷者
	直接死	関連死		
松山市	4	2		2
今治市	2			3
宇和島市	11	2		28
大洲市	4	1	1	2
西予市	5	1		
鬼北町	1			
計	27	6	1	35
33				

愛媛県は、宇和島市、大洲市、西予市はじめ被害の重大な5市2町に災害救助法を適用するとともに、被害が全県に及んだため愛媛県内全域に被災者生活再建支援法を適用するに至りました。

なお、気象庁はこの豪雨についてその名称を『平成30年7月豪雨』と定め、後に報道機関はこれを『西日本豪雨』とも呼んでいます。【気象庁資料・愛媛県資料等参照】

《文責／編集委員 能田 雅雄》

2 災害対策本部の設置と活動

(1) 対策本部の設置と罹災証明支援活動

発災前日は、当会の部長・支部長合同会議が開催されましたが、降り続く雨のため夜の懇親会をキャンセルする役員もあり、懇親会に参加した者も雨が心配で、皆早々に切り上げ帰路についたことが記録（令和元年度定期総会配布資料・編集後記）に残っています。

本会の対策本部は、発災日の翌々日7月9日に設置され、当会災害対策本部設置規則に基づき、会長（本部長）・副会長（副本部長）・各部長・各支部長で構成されました。

第1回対策本部会議では、まず会員の安否確認方法及び各自治体との災害支援協定に基づく災害支援の準備・手順について協議しました。そして、対策本部は直ちに会員に安否確認要請を行うとともに支援業務への協力要請を行いました。

被災自治体からは、対策本部設置の翌日である7月10日に宇和島市、7月11日松山市、7月13日大洲市、7月15日西予市など、次々と支援要請が寄せられ、対策本部としては本部長・副本部長が各自治体との折衝に当たり、罹災証明受付事務の支援要員を各自治体へ派遣しました。

対策本部会議は支援業務が終了する8月までに合計7回開催（内5回は7月開催）し、各自治体との調整や派遣する支援要員を確保するため協議を進めました（対策本部の活動経過は後記）。

当初は、自治体側も私たちも初めての経験であり、書式の統一などに時間が取れず、支援する側としても戸惑いはありませんでしたが、『被災者に寄り添う』をモットーに、他の都道府県から派遣された職員さんと力を合わせて対応しました。



被災直後の活動であり、道路は寸断され、公共交通機関も充分回復せず、参加するだけでも危険を伴う支援業務ではありましたが、各地元の会員の皆さんのご尽力をはじめ、参加支援員の献身的な努力で、被災された方々の要請に応えることが出来たと思われまます。

支援要請と支援活動

罹災証明支援要請は、前述 4 自治体（宇和島市は本庁と吉田支所）から 5 カ所へ派遣要請があり、下記集計表の通り 7 月 14 日から 8 月 31 日までの 49 日間に延べ活動日数 142 日実稼働し、参加支援要員は延べ 442 名を数えました。

支援要請とその活動 《令和元年度定時総会配布資料『平成30年 7 月豪雨に対する本会の対応について』より》

活動名称	活動内容	要 請	主 催	活 動 概 要			
				期 間	実働日数	場 所	派遣人員
宇和島市役所 受付支援	宇和島市役所特設窓口にて 罹災証明等の受付事務の支援	宇和島市	宇和島市	7/17～8/31	45日	宇和島市役所 本庁	126名
宇和島市役所 吉田支所受付支援	宇和島市役所吉田支所特設窓 口にて罹災証明等の受付事務 の支援	同	同	7/14～8/31	47日	宇和島市役所 吉田支所	158名
松山市役所 受付支援	松山市役所特設窓口にて罹災 証明・見舞金等の受付事務の 支援	松山市	松山市	7/14～7/24	11日	松山市役所 本庁	36名
大洲市役所 受付支援	大洲市役所特設窓口にて罹災 証明等の受付事務の支援	大洲市	大洲市	7/17～8/17	32日	大洲市役所 本庁	115名
西予市役所 野村支所受付支援	西予市役所野村支所特設窓口 にて罹災証明等の受付事務の 支援	西予市	西予市	7/18～7/22	7日	西予市役所 野村支所	7名
対策本部会議	支援活動の決定		本 会	7/9～8/22	7日	本会会館	52名
会員被災調査	被災会員の調査		本 会	7/14～8/26	5日	宇和島、西予大洲 各市内	5名
行政打合せ等	県・市との打合せ等		本 会	7/11～8/23	15日	県庁、宇和島、大洲、 西予、八幡浜、松山、 今治 各市役所	22名
その他	災害調査・確認等		本 会	7/20～8/17	4日	宇和島・大洲市役所、 吉田・野村支所	6名

※派遣人員は、期間中の延べ人数を表示

(2) 対策本部の活動経過

■ 対策本部の設置と活動経過

平成30年 7 月 豪雨

月 日 (曜)	事 業 内 容	備 考
7 月 9 日 (月)	災害対策本部設置 第 1 回災害対策本部会議 会員宛支援協力要請文書発送 会員へ安否確認（支部長へ報告）要請	対策本部の設置報告と支援協力を 依頼
7 月 10 日 (火)	宇和島市より支援要請	
7 月 11 日 (水)	第 2 回災害対策本部会議 松山市より支援要請 宇和島市（市民環境部）と協議	部長以上参加 本部長・副本部長・宇和島支部長
7 月 12 日 (木)	松山市（総合政策部危機管理課）と協議	副本部長・松山支部長

月 日 (曜)	事 業 内 容	備 考
7月13日(金)	大洲市より支援要請 支援業務開始報道発表 各支部長へ協力要請文書発送	支援員傷害保険（全行団）加入
7月14日(土)	松山市において支援開始（市役所本庁） 宇和島市（吉田支所）との協議 大洲支部会員被災状況視察	副本部長・宇和島支部長 大洲支部長
7月15日(日)	住家被害認定調査と罹災証明書発行マネジメント に関する説明会（西予市） 西予市より支援要請 西予市（野村支所）と協議 宇和島市（吉田支所）と協議	副本部長 副本部長
7月16日(月)	第3回災害対策本部会議 大洲市と協議 宇和島市と協議	部長以上参加 副本部長・大洲支部長 副本部長
7月17日(火)	大洲市において支援開始	
7月18日(水)	今治市と協議	副本部長・業務部長・今治支部長
7月20日(金)	被災現場巡視	副本部長・業務部長
7月22日(日)	宇和島市（本庁・吉田支所）と協議 大洲市と協議 西予市（野村支所）と協議 西予市支援終了	副本部長 副本部長 副本部長
7月24日(火)	第4回災害対策本部会議 松山市支援終了	部長以上参加
7月26日(木)	銀行口座開設	義援金・支援金・見舞金引受口座
7月27日(金)	宇和島市と協議	副本部長
7月29日(日)	大洲市と協議	副本部長
7月30日(月)	第5回災害対策本部会議 吉田支所罹災証明受付業務視察・状況確認	部長以上参加 大洲支部長、宇和島支部長
8月1日(水)	大洲支部会員被災状況視察	大洲支部長
8月2日(木)	宇和島市（本庁・吉田支所）と協議 八幡浜市と協議 大洲市と協議	副本部長 副本部長 副本部長
8月5日(日)	宇和島市と協議 大洲市と協議	副本部長 副本部長
8月8日(水)	第6回災害対策本部会議	部長以上参加
8月9日(木)	グループ補助金等に関する説明会（大洲市）	大洲市民会館
8月10日(金)	グループ補助金等に関する説明会（松山市） 愛媛県と協議	県立図書館 副本部長
8月14日(火)	宇和島市（吉田支所）と協議	副本部長

月 日 (曜)	事 業 内 容	備 考
8月16日(木)	大洲商工会議所との協議	本部長、副本部長、大洲支部長
8月17日(金)	宇和島市支援状況視察 大洲市支援終了	宇和島支部長
8月20日(月)	宇和島市（本庁・吉田支所）と協議	副本部長
8月22日(水)	第7回災害対策本部会議 愛媛県と協議	部長以上参加 副本部長
8月23日(木)	宇和島市（本庁・吉田支所）と協議	副本部長
8月25日(土)	グループ補助金研修会（宇和島市）	講師：熊本県行政書士会より派遣
8月26日(日)	大洲支部会員被災状況視察	大洲支部長
8月29日(水)	愛媛県グループ補助金事業情報交換会（大洲）	大洲支部長
8月30日(木)	グループ補助金業務従事職員の激励会（愛媛県庁） 愛媛県グループ補助金事業情報交換会（吉田） グループ補助金研修・打合せ（伊予銀行大洲支店）	副会長2名、広報部長 役員3名 大洲支部長
8月31日(金)	愛媛県グループ補助金事業情報交換会（松山） 愛媛県グループ補助金事業情報交換会（野村） 宇和島市・吉田支所支援終了	役員5名 役員2名

対策本部としての支援活動は以上で終了し、その後の諸会議の中で総括し、平成31年3月31日までに『平成30年7月豪雨に対する本会の対応について』と題する報告書に纏め、同年（令和元年）5月の愛媛県行政書士会の定時総会に資料として配布しました。

なお、8月以降はグループ補助金についての説明会・講習会などが開催されました。罹災証明支援事業に参加し、この補助金制度について学んだことが、グループ補助金受付窓口審査等受託事業に繋がったことは、銘記すべき事項と思われます。

《文責／編集委員 能田 雅雄》



3 グループ補助金受付窓口審査等受託業務 (グループ補助金受託業務)

西日本豪雨災害という未曾有の災害により愛媛県（以下「県」という）は南予地区を中心に甚大な被害が発生しました。愛媛県行政書士会（以下「当会」という）は、県内の市、町と災害時の支援協定を締結しており、発災日の翌々日に災害対策本部を立上げ、被災地の市、町と連携し、罹災証明支援活動に取り組んできた経過があります。県は災害支援とともに、復興事業として愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（以下「グループ補助金」という）に着手しました。



グループ補助金の目的は、豪雨災害の影響を受け、事業活動に支障が生じている中小企業者等の施設復旧に要する費用の負担軽減を図り、被災地域の早期復旧及び復興を促進することです。中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに属する事業者が行う施設復旧等の費用の一部を支援するものです。（具体的制度内容別添資料のとおり）

(1) 取組経緯概要

平成30年7月7日の西日本豪雨災害を受けて、県はグループ補助金を円滑、公正そして迅速に推進するため、当会への業務委託を検討し、地元愛媛の災害支援を目指していた当会は本業務を受託いたしました。

当会は当該業務委託を受け、業務を通じ県内被災事業者支援活動に取り組むべくグループ補助金の業務受託契約を県と締結しました。

平成30年10月に受託業務取組に着手し、平成30年11月に活動を開始しました。

大災害に伴う本活動は当会にとって初めての取り組みであり、県の担当部署も同様かと思われませんが、走りながら考える手探りの面が多々ありました。

業務内容は、被災者からの申請されるグループ補助金申請書の一次審査です。申請から最終補助金交付決定にいたる各段階毎での審査、現地オフィス（西予市/野村町、宇和島市/吉田町に設置された県の支援課の事務所）での審査支援、及びこれに伴う被災事業者支援サポート活動です。

(2) 受託業務活動概要

当会は審査活動の拠点として、県支援課との協議により松山市久米窪田町の県の施設内の1室を借り、松山オフィス（松山市内の当会業務受託活動拠点）を設置いたしました。松山オフィスの体制は、室長1名、副室長2名、管理者、副管理者各1名、及び審査担当でスタート。県支援課も常駐者を置き、相互で協力推進体制を整備し、ここを拠点として、県支援課との連携により、グループ補助金審査業務を開始しました。（松山オフィス内に平成31年4月より事務サポートチーム設置。）

松山オフィスの業務活動は、グループ補助金申請審査、南予各被災地区オフィス等での支援活動、被災事業者への直接支援業務でした。

〈1〉審査概要

被災事業者の個別申請書について県支援課の審査指示マニュアル（基準書）、グループ補助金管理システムの操作マニュアルと指導に基づき、書面審査とシステム入力事項のチェックを行い、審査結果を当該システム上で入力完結処理するものでした。

被災事業者審査対象提出書面としては、復興事業計画認定申請書、補助金交付申請書、実績報告書、精算払請求書他、と添付書面です。一次審査は上記提出書類の審査基準等に基づく形式審査（記載不備、書類不足等の確認）及び審査状況のデータベース入力等です。

・審査過程

審査は、補助金申請交付手続きにおける取り扱い要領に従い、まず申請者のグループ認定審査、交付本申請審査、実績審査の順番であり、各段階毎に必要な審査基準についての支援課の研修を受け習得し取り組みました。被災事業者の被災内容は当然ながら、一様ではなく個別に異なり、様々な解明の必要な事項が出てきたことから都度支援課への相談や協議を行う等により対処を進めました。

審査取組方針としては、まず審査品質管理（審査のバラツキを失くし一定以上のレベル維持）、納期（処理期間）厳守、量的処理能力維持でした。この為、軌道にのるまで、審査現場では、案件処理はグループ制とし、グループリーダーやグループ長にて個別申請案件審査処理と進捗管理をする体制としました。

個別審査手続きは支援課より申請書類の預かり、松山オフィスでの一次審査を行い、終了分を支援課へ返却。

申請案件書類の授受管理簿により、申請書類の受け渡しの確認を致しました。

審査は、同じ申請案件について2名が審査、つまり慎重審査を期し2回審査としました。最初の審査者が審査結果の問題点やポイントを案件管理シートに記載し、2人目の審査員がダブルチェックしました。2名の審査会員の視点でチェックするものでした。

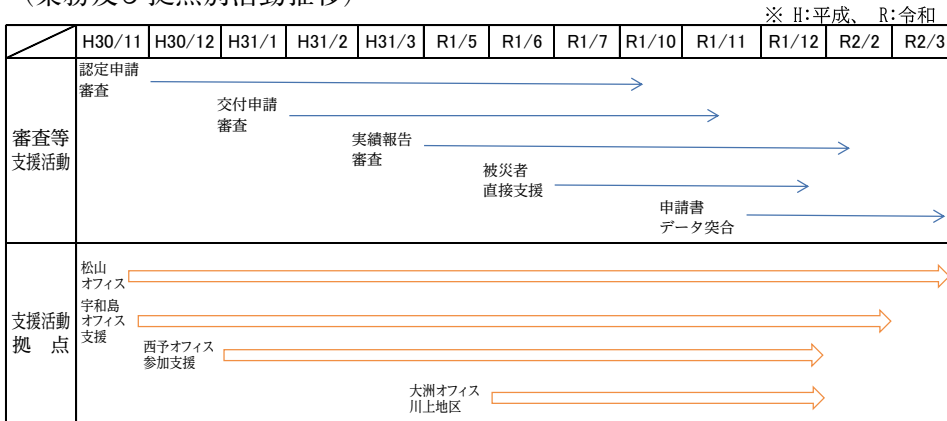
〈2〉現地オフィスへの支援活動参加概要 ※現地オフィス（県支援課オフィス）

県支援課は、大洲、西予（野村）、宇和島（吉田）の3か所に各支援課オフィスを設置し、各地区被災事業者のグループ補助金受付、相談に対処しました。当会は、宇和島、西予オフィスからの支援要請に基づき、宇和島は平成30年11月、西予市（野村）は平成31年2月より会員派遣し、支援に参加しました。宇和島地区は当初1名よりスタートし、平成31年6月からは1日2名体制、西予は平成31年5月から1日2名体制にて、ローテーションを組み対応しました。

参加協力会員は、松山オフィスにて支援業務実務に習熟したメンバーにて構成し、松山地区からの出張対応でした。

大洲オフィスからはオフィス自体への参加支援ではなく、被災事業者への直接支援の要請がありました。特に被害の大きかった肱川上流の川上地区に被災事業者が多く、川上商工会と連携して対応するよう要請があり、事業者別の支援担当会員を決めサポート活動を行いました。事業者被災状況に詳しい川上商工会との二人三脚での取り組みであり、相互協力により個別被災事業者毎に手続きを進展させることができました。

(業務及び拠点別活動推移)



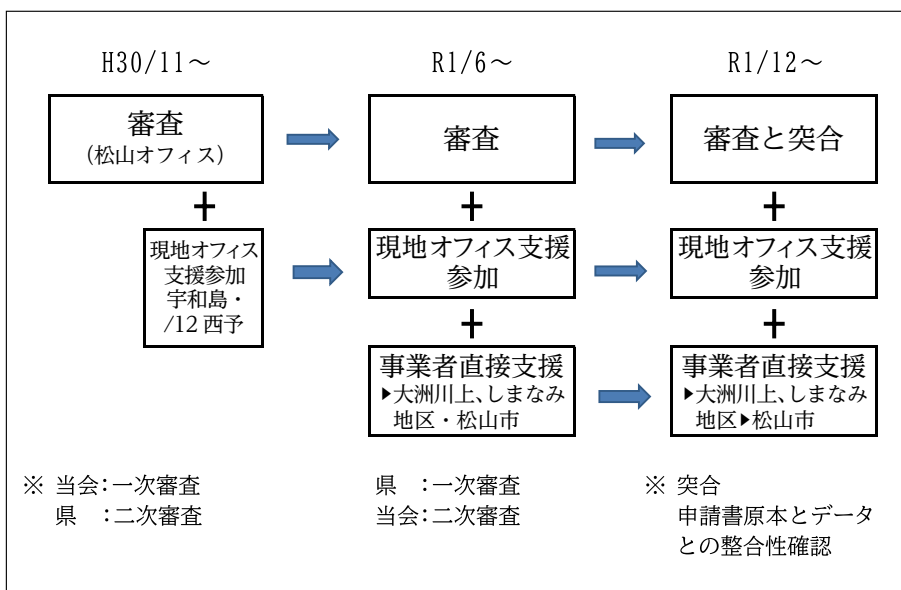
※大洲地区では直接
事業者支援
※しまなみ地区事業者
支援R1/6～/11

〈3〉被災事業者への直接の支援活動概要

各オフィスには被災事業者が補助金申請手続きについて様々な相談来訪ありました。各オフィスにて当会会員も支援課スタッフとともに受付、相談等支援サポート活動を行いました。

被災の大きさ、程度、ダメージ内容は個別被災事業者により異なり、被災者は補助金申請以前に生活を取り戻すことが第一であり、被災事業者に、補助金申請能力そのものがない、あっても損わなれている等の事情から、補助金申請手続きの進捗は被災事業者ごとに大きく違っていました。求められる書類の多さ、複雑さから申請書準備自体困難、取り組み遅れ等の被災事業者も多くおられる中、一方で各支援課オフィスでも限られた人員での精一杯の活動状況でした。このような事情から、当会に被災事業者直接対応の協力要請があったものです。当会は要請内容により被災事業者ごとに、個別実状に沿った支援の活動を実施いたしました。被災事業者の支援担当者は原則2名（メインとサブ）1組としました。直接事業者支援の主要地区は大洲地区であり、特に上記の通り川上商工会管轄地域被災事業者でした。当地区以外にも、今治しまなみ地区、松山市内、宇和島地区がありました。各被災事業者には、一定数の会員が直接担当し、申請期間中、継続し申請手続きのサポートを実施しました。被災が大きく複雑な申請取組案件については複数人での支援取組を行いました。

〈4〉(全体業務推移)



(3) 取組体制及び内容

〈1〉受託業務管理委員会

(※以下 平成：H、令和：R と標記)

当会は本受託事業全般を管理運営し主導しそして完遂する組織として本委員会を立ちあげました。

役割：県（支援課）との契約管理。松山オフィス業務運営、現地オフィス支援参加他、受託業務活動全般運営管理。

組織としての正式な整備と発足自体はH31/4の理事会決定による。（活動開始から少し遅れあり。）

委員長含め委員5名で構成。（委員長：会長、委員：副室長他）

本委員会は本受託業務の後半（末期）に松山オフィス役職者変更とともに構成委員メンバーを変更しております。

〈2〉松山オフィス体制と運営内容

松山オフィスは本受託事業の実務を担う中核組織であり、拠点でした。

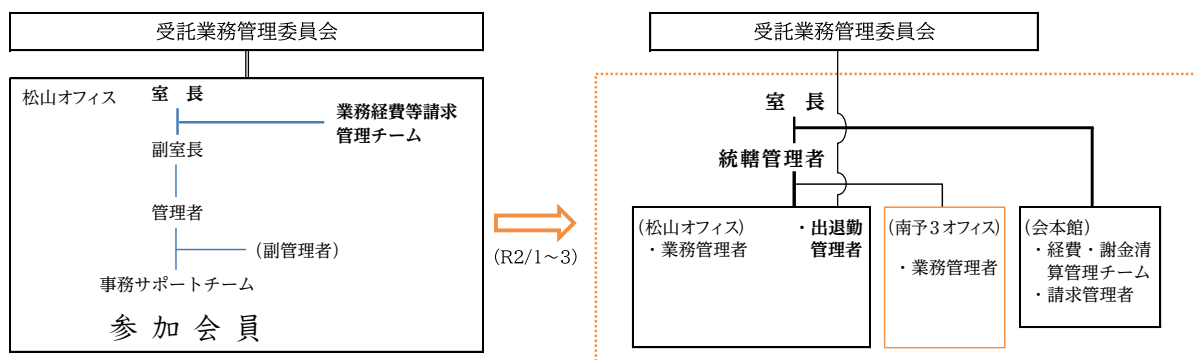
①組織と役割分担：室長一業務活動全般、県支援課との契約推進管理調整、費用管理、本会との調整。

副室長2名－室長補佐。実質的な業務運営者。県との連絡調整、参加会員募集運営。

管理者1名－審査活動実務運営推進、松山オフィス業務管理。 副管理者1名－同補佐。

※副室長はH31/4より1名となり、その後実際的には空席となった。業務量の拡大から松山オフィス内事務処理も増加の為、オフィス内に事務サポートチームを設置（2名体制）。受託活動後半（末期）に、管理者を統括管理者と業務管理者に変更。

(組織変遷)



②参加協力会員の交通費、謝金等の経費管理

開始のH30/11から翌年4月の約6か月は副室長1名が経費謝金等を管理し、事務は当会総務部（事務局）にて対応。R1/5からは室長の直接管理として、専任者のいる謝金・経費等精算請求チームを当会事務所に置き業務対応。各参加会員が月次で発生した費用等は、指定帳票にて同精算請求管理チームへ毎月提出。同チームはこれを取り纏め、毎月県支援課へ提出し精算を受けました。メンバーは2～3人体制（中心者1名の他、アルバイト等の活用もあり、期間中変動あり）。

具体的業務：イ）参加会員から毎月 日報、出勤簿、交通費、出張費等提出を受け、集計取り纏め。ロ）経費関連窓口である県支援課へ交通費、前払金、精算払い等の請求書作成し提出。ハ）参加会員への謝金、交通費等の支払。ニ）参加会員との事務協議対応及び県支援課との経費協議対応。

③参加協力会員募集と参加シフト運営

県下全会員に参加協力の呼びかけをし、参加協力会員には可能な日程で極力継続対応を要請。月次で参加可能日程スケジュール表を事前に提出して頂き、これに基づき週単位で会員参加シフト表を毎週作成し掲示（メール活用）。参加各会員には拠点である松山オフィスへ出勤して頂き、審査業務に従事して頂きました。相応の審査要員の参加が日々継続して必要である一方、県内遠隔地会員もおられる等から半日参加勤務も可能な体制としました。また審査業務に従事するには、認定、交付、実績等の各段階での審査基準、審査方法及びデータベース入力処理方法を習得する必要があります。この為、参加会員には本業務についての事前の研修受講を要請しました。松山オフィスでは中途からの協力参加者には個別研修を実施いたしました。

下記参加会員実績推移表のとおり多くの会員の参加協力を頂きました。開始時期のH30年12月では延べ人数約350名/月、また期間通じ200～300名以上/月と大変多くの会員の協力がありました。

参加会員実績推移表

	H30/11	H30/12	H31/ 1	H31/ 2	H31/ 3	H31/ 4	R 1 / 5	R 1 / 6	R 1 / 7
実人数	66	52	46	41	35	30	31	31	30
延べ人数	196	351	328	294	274	271	263	339	361
	R 1 / 8	R 1 / 9	R 1/10	R 1/11	R 1/12	R 2 / 1	R 2 / 2	R 2 / 3	合 計
実人数	31	32	29	29	29	25	25	24	586
延べ人数	305	365	318	311	271	227	222	212	4,908

※ H：平成 R：令和 （※半日参加も1名として計算。）

④オフィス設備

審査業務処理のためのPC20台は県支援課で準備。業務管理用PC 1 台、複合機 1 台、固定電話 2 台、携帯電話、カメラ、書類保管用キャビネット、机、椅子は当会で準備。（備品管理台帳他で管理）

※当初、椅子と机は施設備付のものを利用していたが、途中より当会にて準備。

⑤松山オフィス運営管理

- ・ 審査の為の預り申請書原本管理…保管キャビネットの特定と施錠。同キャビネットからの出し入れは事務サポートメンバーと副管理者以上。
- ・ 審査用PCは原則審査専用のみ使用に限定。業務関連ネット検索は業務管理PCのみとし、申告制とした。オフィス内USB等使用禁止。
- ・ 毎日の松山オフィスの業務日報の作成。出勤簿の作成。それぞれ当日分は業務終了後、当会事務局の経費精算チームへ送付。

⑥新規参加会員の研修

途中で新規に参加していただく会員への研修。同オフィスでの業務活動内容、および個別審査業務の習得研修を適宜実施。

〈3〉現地オフィスとの連携

①西予オフィス（野村）

松山オフィス参加会員のうち習熟度の高い5名が中心となり、2名/1日でローテーションを組み、松山より毎週参加。現地オフィスの支援課スタッフより指示を頂き、サポート活動取り組み。地元被災事業者からの要請等もあり参加会員は固定メンバーでの対応を継続しました。

②吉田(宇和島) オフィス

当会宇和島支部長1名が窓口として現地支援課室長と協議の上、期間中、支援業務活動にあたりました。参加会員は2名/1日を基本としました。各オフィスでは参加会員は毎日業務日報を作成。月末に当会事務局の経費精算チームへ送付。

③大洲オフィス及び島しょ部

大洲オフィス・島しょ部及び中予地域の事業者については、地元オフィスと県支援課対応ではマンパワーが不足していることもあり、かつ補助金申請期限が迫りつつある段階で、被災事業者への直接支援が必要であることが判明し、松山オフィスから支援要員を派遣しました。

④無料相談の実施

イ 南予無料相談会の実施

受託業務を開始して以降、被災地域の各オフィスともグループ認定審査申請の件数が伸び悩んでいたこともあり、県支援課とも協議し、南予の被災地を中心に、当会主催事業として、H31年1月26日に宇和島市吉田公民館、大洲市総合福祉センター、西予市野村公民館にて行政書士を各5名派遣し、無料相談会を実施しました。

無料相談会開催の周知は、案内チラシを金融機関・各オフィス・市役所・公民館等に配布するとともに、当会ホームページに掲載しました。当日は、高速道路も凍結し、移動にも大変難渋しました。大雪のため参加者も少なかったのですが、来訪された被災事業者から、補助金申請に関する手続について新たな課題も提起されました。

ロ 電話相談の実施

H31年4月27日からR元年5月6日までの10日、所謂ゴールデンウィークの間愛媛県庁は休みとなり、各オフィスも閉じることになりました。被災者は、この休みの期間を利用して、申請手続きを準備することが想定されたため、この間の臨時の対応として、県支援課と協議し、当会の松山オフィス従事者から5名を各2日間、専用の携帯電話を利用して、事業者からの問い合わせに対応しました。

(4) 受託事業経過記録

H30 / 8	グループ補助金受託業務について県と協議開始
H30 / 9	本会理事会にて本件業務受託決定 (H30. 9. 6)
〃	会員向け本件受託業務概要説明会開催
H30 / 10	本件業務受託契約具体的内容 (審査内容、条件、金額見積) について県と協議取り纏め
〃	会員に対し業務受託に伴う審査員募集開始
H30 / 11	理事会にて業務委託契約書締結決議、同日付締結 (H30.11. 1)
〃	受託業務説明会の開催、受託業務活動開始 (テクノプラザ愛媛別館 1F にて)
〃	吉田 (宇和島) オフィス参加支援活動開始。1 名 (宇和島地区支援課オフィスとの協議、連携による)
H30 / 12	グループ補助金申請 (グループ認定) 審査活動開始
H31 / 1	臨時総会開催 (グループ補助金受託業務による H30 年度補正予算決議) (H31. 1.20)
〃	(グループ補助金無料相談会開催、3 会場/大洲、西予、宇和島)、(H31. 1.26)
H31 / 2	交付申請審査開始
H31 / 3	実績審査取組
〃	完了現地調査業務開始 宇和島 (吉田) オフィス。(松山オフィス支援員 2 名/宇和島地区支援課オフィスとの協議、連携による)
H31 / 4	受託業務管理委員会設置
R 1 / 5	西予オフィス参加支援活動開始 (西予地区支援課オフィスとの協議、連携による)
〃	受託業務契約更新 (※ 松山オフィス移動: テクノプラザ別館改修につき R 1. 5～7 迄約 3 か月間、本館 3F にて業務)
R 1 / 6	吉田 (宇和島) オフィス業務参加支援活動開始 2 名 (松山オフィス支援員 2 名/日。ローテーション)
R 1 / 7	被災事業者直接支援サポート活動開始
〃	本庁支援課より松山地区及びしまなみ地区、支援要請あり
〃	大洲オフィス支援課より川上地区被災事業者対応要請あり
〃	(川上地区については被災事業者数多く、二人一組での個別被災事業者直接対応取り組みとした。)
R 1 / 10	受託業務契約更新
R 1 / 11	グループ補助金申請書類とシステム管理データの突合作業依頼あり、開始
〃	(事業終了後も活用されるデータを完全なものとする目的)
R 1 / 12	西予 (野村) オフィス支援活動終了
R 1 / 1	受託業務契約更新
R 1 / 2	宇和島 (吉田) オフィス支援活動終了
R 1 / 3	松山オフィス活動終了、受託業務活動終了

※ H: 平成、R: 令和



(5) 個別業務活動の総括

〈1〉審査活動について

審査の各段階、認定、交付申請、実績審査において、県支援課の指導及び同課審査基準に基づき、受託業務審査システムでの審査対応を行うことができました。期間中、業務量の変動あり、特に増加した時点においては多くの会員の真摯な参加協力により、対応することができました。各マニュアル等の整備、グループリーダー制により、リーダーによる毎日の業務引継ぎ、新規参加会員への実務指導、オフィス内研修等により概ね安定的な業務取り組みができたと思います。

一方で事務上の説明事項等の参加会員間の共有については、ステージにより必ずしもコミュニケーションが十分ではなかった点もある等、課題もありました。

〈2〉組織体制について

①受託管理委員会

当該委員会は本件業務を遂行し、そして運営管理する、司令塔としての位置づけの組織でした。受託業務実務の管理運営、委託先である県支援課との調整、大会執行部との連携等。しかしながら、実務対応上、現場の運営が待ったなしの取組開始で進んだ一方、委員会組織の立上げは遅れたのが実態でした。また、求められた役割と活動が十分に理解され、運営されたか、という点では、課題があったと言えます。それが故に、大会執行部との連携において、本件業務の進捗動向他、必要な事項の共有が相互に十分に果たせず、終盤のメンバー委員の変更や実務現場責任者の変動等、影響が出た点是否めず、反省点であると思われます。

本業務活動での事案が重要であればあるほど、それはまず当該委員会でキャッチされ、十分な情報共有がなされ、対処が検討される必要があります。仮に、これが当該委員会を飛び越え、大会執行部であったり、意思決定機関で対処が行われる等があれば、当該委員会は存在意義を喪失し、本業務の組織的活動は立ち枯れていきます。いわば、会社における取締役会が形骸化するのと同様です。組織は立ち上げても安定機能発揮に至るまでは一定期間要し、一朝一夕にはいかないのも事実です。それが故に、参加会員間、特に運営側会員間の常日頃の情報共有は大切であったと思います。本業務活動のように、いわば期間限定的で、短期決戦型業務活動では猶更であったと言えるのではないかと思います。

②松山オフィス体制

- 同オフィスは審査活動、業務受託稼働全般の中核の運営現場として、極めて重要な役割りを果たし、受託業務の遂行を完結した貢献は大と言えます。参加会員との協力関係の構築、オフィスと現地オフィス間、県支援課、との連携の中心として機能したと言えます。

またオフィスの事務サポートチーム（2名）による審査とオフィス総務管理全般のフォローは日々の松山オフィスの業務を支えるものでした。

- 中心となる役職者（副室長）の異動が立上げから半年経過せず、発生。また、終盤には統轄管理者や業務管理者等の役職の設置変更、人事変更については、松山オフィスの安定的運営の点からはより慎重な方策が検討されるべきであったという視点も一方であります。
- シフト管理について

前記の会員参加実績推移の通り、多くの県下会員の協力参加を頂き、これにより業務対応を順

調に進めることができました。県下会員の本業務へのご理解によるもので参加会員への感謝は言うまでもありません。

会員其々個別事務所業務ある中で、予定外のシフト参加協力要請に対しても、臨機応変に対応して頂いたことから、業務の変動にも対処できています。また、継続して参加をして頂き、中核となって参加して頂いた多数の会員は本件受託業務の柱であり、大変重要な人材でありました。本シフト運営は今後、当会での、大勢の会員参加による、継続的業務対応等の場合の運営方式として有効な方法と思われます。

• 総務管理 / 出退勤管理

当初、システム管理としていましたが、機器そのものの障害と機器活用の点でうまく稼働せず、手管理とせざるを得ませんでした。

経費精算管理の点での整合性の確保とも関係し、本件についての管理は最後迄試行錯誤での対処となりました。

③経費精算管理

本経費精算管理チームは、上記の通り、当会会館に置かれ、業務経費の管理、県支援課との経費精算管理対応を行う、重要な役割りを担っておりました。業務処理にあたって使用する内部手続き書類自体の書式が、前もって協議作成されておらず、また支援課との間の書類についてもひな型がないものがある等、円滑な事務ワークの足元が整備できていない状況でありました。

例えば交通費精算書式、日報、出勤簿については、当然、使用実績もなく、記載方法等の理解共有が不足していたため、参加会員の書き直し、が何度も発生するなど、不要な時間労力を要した点是否めません。さらに作成した書類について本人以外の会員による提出前点検チェック体制を作っていなかった点もあります。これに加え、勤務時間、出張、交通費、他、業務展開の拡大と進捗につれ、新しい経費事例も次々と発生し、経費基準判断等で苦慮すると同時に一層事務処理に時間を要することになりました。提出 ➡ 補正 ➡ 訂正 のやり取りが増えていきました。これに伴い、経費の精算期日等の遅れも発生しました。参加会員との間、支援課との間の手続きのやり直しは結果として、参加会員宛の謝金精算経費等の支払の遅れにつながりました。進捗とともに徐々に整備され、スムーズな手続きとなった事項もあるものの、全体として経費精算チームメンバーの苦労がなかなか解消しなかったのが実際でした。

大変大事な業務でしたが、前記の通り、最初から当会事務局での対応とし、その後変更するなど経費精算業務の位置づけと重要性認識が不足していたとの指摘はいずれにしても免れないものと言わざるを得ません。同チームメンバー、参加会員、支援課ともに迷惑をおかけした点であり、本受託活動における組織整備上の主要な反省事項と言えます。

(6) 受託業務運営と支援活動総括

〈1〉運営総括

当会の受託活動自体のありかたについて、本業務活動の途中において、そして終わって思うことは、目的に向かって成果をあげるために、何が重要であったという点です。

今般の受託業務は、量的対応、全て均一処理及び同一レベルの品質での仕上げ、そして限られた納期（スピード処理）が求められました。さらに、活動範囲は多面的であり、同時でした。たとえ有能な成績優秀な士業事務所であったり、多くの事務所の単なる集りとしてのアメンバー軍団では対処不能だったと思います。成否は組織であり組織力にかかっていたと思います。そして何よりも組織を運営できる人材は必須です。これらから、私達は本業務対応の組織を組成しました。一つの目的に向かい、一枚岩となり、構成員個々が役割りを果たしてこそ組織目的は有効に達成されとの判断からです。

しかし 俄作りの組織であった点は否めません。活動の実際は、上記の通り、個別活動にあたり、種々の課題や大小の反省事項が出てまいりました。中には組織といえるのか、組織機能を果たしたと言えるのかといった経過もあったと言わざるを得ません。

これらはまさにある意味、同時に当会自体の問題を提示しているとも言えるのかも知れません。

しかし、いずれにしても、終了した今、十分ではないものの、相応の目的は果せたのではないかの思いを持っています。組織目的達成の重要事項、当初の問いですが、やはり最後は「人」であり、「人」を得たことによるものだと思います。継続的に参加して下さり、中核として、活動して頂き柱となって最後迄支えて下さった多数の会員の方々です。無理な急な日程の参加要請にも対応して頂いた会員の方々、目的意識を共有して頂き組織活動を認識し信頼して頂いた愛媛会の会員一人一人が、運営側の組織整備の不備と運営力不足を補って頂いたということだと思います。目的達成に導いて頂いたという事だと思います。

〈2〉グループ補助金 被災事業者支援活動 総括

本受託業務活動全般を振り返って、まず私達として何よりも思うことは、被災事業者にお役に立つことができたか、そして地域の復旧にお役に立てる活動ができたか、という点です。本当の目的の成否です。

突然、甚大な被害に見舞われ、先の見えない状態に置かれた被災事業者の方達にどれだけ寄り添う活動ができたのだろうか、ということです。現地オフィスや事業者からご要請のあった事柄でも、必要人員の手当や日程、地域的活動能力から、なかなか臨機応変の対応ができなかったり、かならずしも、ご期待通りの成果にはいたらなかったケースもあるのも事実です。これらの点につきしては反省の上、今後に生かしたいと思います。ただ、支援取組させて頂いた被災事業者や現地支援課スタッフより、多数感謝のお言葉を頂いていますことは、何にも代えがたい我々の貴重な財産となりました。

最後に我々の活動を受け入れて頂いた被災事業者の方々、連携させて頂きご指導頂きました県支援課の皆様方に厚く御礼申し上げます。

以上

《文責／編集委員 泉原 文明》



4 地域活動報告

(1) 宇和島地域の被災の特徴と支援活動 <吉田オフィス支援事業>

平成30年7月豪雨災害における吉田地区での支援活動記録

宇和島支部 元 籾 映 樹

平成30年7月7日	平成30年7月豪雨発生
7月14日	罹災証明受付開始（吉田支所）計約100件（内約50件）行政書士2名体制で対応
7月22日	災害対策窓口マニュアルが市職員より手渡された。 宇和島本庁 午前・午後各1人体制 吉田支所 午前・午後各2人体制
8月25日	宇和島第一ホテルにてグループ補助金研修 熊本会協力
8月30日	グループ補助金支援機関情報交換会 吉田公民館
8月31日	行政書士による罹災証明の受付支援業務終了。
9月11日	愛媛県よりグループ補助金支援員の要請
10月10日	宇和島市総合福祉センターにてグループ補助金研修 8/25DVD視聴 宇和島支部支援員希望者5名
10月26日	グループ補助金交付申請説明会 吉田公民館
11月1日	愛媛県と愛媛県中小企業等グループ施設等復旧支援事業の委託契約締結 契約締結の日から平成31年3月31日まで
11月13日	吉田オフィスでの一次審査業務支援員として業務開始 支援員4名で午後から1人体制
11月14日	吉田オフィスにてグループ補助金研修 県職員協力
11月22日	グループ補助金検討課題会議 行政書士会館3F
平成31年1月26日	グループ補助金無料相談会 南予3会場（大洲・野村・吉田）
3月18日	完了検査業務開始 松山オフィス支援員2人体制対応
4月1日	愛媛県とグループ補助金一次審査等業務委託契約更新 4月1日から9月30日まで
4月25日	受託事業管理委員会設置
令和元年5月20日	行政書士によるグループ補助金出張相談開始 宇和島カントリー倶楽部、河内屋かまぼこ他
7月9日	第一回受託事業管理委員会 テクノプラザ愛媛本館303号室
10月11日	愛媛県とグループ補助金一次審査等業務委託契約更新 10月1日から12月31日まで
12月16日	第二回受託事業管理委員会 行政書士会館3F
令和2年1月6日	愛媛県とグループ補助金一次審査等業務委託契約更新 1月1日から3月31日まで
1月6日	完了検査業務の依頼があった日のみ1人体制
2月28日	行政書士会による吉田オフィスでの業務終了

総 評

● 宇和島本庁及び吉田支所における罹災証明受付業務

宇和島支部会員37名が支援員として対応し、河添支部長がシフト表の調整にあたりました。開始当初は、連日約100名程度罹災証明書申請手続きに来られ、宇和島市職員も含めて初めてのこともあり判断に戸惑う場面もありましたが、日に日に災害対策窓口マニュアルを統一化していった感がありました。



受付件数は被災の規模が吉田地区に集中していたため、吉田支所中心での対応となりましたが、旧宇和島市内においても広く各所で被災した方々が宇和島本庁に申請に来られました。

また、行政書士会の支援員として、宇和島支部会員だけでは賄いきれないところを東予や中予からの会員にも受付業務に携わっていただき非常に助かりました。

● 産業復興支援室吉田オフィスにおける支援業務

平成28年4月に発生した熊本地震での被災者支援にあたった熊本会の協力を得て、宇和島第一ホテルにてグループ補助金研修を実施し、グループ補助金とはどういう制度なのかというところから始めていきました。

愛媛県グループ補助金の受付が開始されたのは、平成30年9月3日からでしたが、その時点では、我々行政書士会が支援員として参加するかは決まっていませんでした。11月1日に愛媛県との業務委託契約が交わされ、11月中旬頃から吉田オフィスでの支援業務に携わることとなりました。一次審査が我々行政書士の役目ではありましたが、書類チェックするのにも最初は慣れるのに大変だったのを覚えています。

平成31年4月からは愛媛県との業務委託契約も更新となり、その機会に我々行政書士の支援業務の範囲も拡大し、補助金交付申請書の作成支援から実績報告書作成後の現地調査まで支援するようになりました。

最初は、我々行政書士は支援員としてお役に立てているのだろうかという気持ちはありましたが、愛媛県職員の方々に代わってフォローできれば支援業務はこなせていると感じました。

今回のような災害はもう起こってほしくないと思いますが、初めての愛媛県との業務委託契約による支援業務を通じて、共助の気持ちを持って、被災された事業者の方々の一日でも早い復旧・復興に向けた取り組みは今後の我々行政書士の活動にも生きてくるものと思います。

● グループ補助金フォローアップ調査の結果より補助事業者への支援体制について

グループ補助金の手続については、多くの事業者が煩雑さを指摘しており、補助金を受給するまでの過程においても、サテライトオフィスの開設や行政書士の派遣など事業者の負担軽減のための支援体制が不可欠であったことが窺える。（愛媛県ホームページより抜粋）

(2) 大洲地域の被災の特徴と支援活動 <大洲オフィス支援事業>

平成30年 7 月豪雨災害支援記録（大洲地区）

大洲支部 三 瀬 敬 三

● 罹災証明受付支援業務について

平成30年豪雨災害を振り返ってみると、平成30年7月から令和2年3月までの約1年半の間、支援業務に参加することとなりました。

被災後は、まず各市町から支援要請があり、大洲市に関しても罹災証明受付支援業務をすることとなりました。大洲市は、被害も大きかったことから、大洲市職員、香川県職員、愛媛県行政書士会会員が被災者の対応にあたりました。

当初は、1日200名ほどの相談があり、8つの窓口で次から次へと受付支援に当たるという感じでした。最初のうちは市役所の近くの柚木地区や西大洲地区の被災した方が多く、徐々に遠方の方が相談に來られるという状況でした。

大洲支部でも多くの会員に支援参加していただき、途中からは被災した会員にも参加していただきました。また愛媛県下全域から、他支部会員の皆さんに応援に来ていただいたことに、改めて感謝申し上げます。

罹災証明については、他の市町と基準の統一が不明確であったこともあり、判断に迷うこともありましたが、徐々に整合性をとりながら対処していきました。



喜多医師会病院付近（写真 大洲市提供）

● グループ補助金支援業務について

グループ補助金については、あまり予備知識がなかったため、事前の説明会、研修会等に参加して、概略をつかんでいきました。そして大洲オフィスについては、特に肱川の川上地区の被災が甚大で、この地域での被災者の申請手続の進捗が思わしくなく、被災事業者への直接支援が求められておりました。そのため大洲支部の会員は、グループ補助金について被災事業者直接支援に関する知見を高めるため、当面松山オフィスで各種業務に従事することとなりました。

松山オフィスでは、グループ補助金の『グループ認定』申請の一次審査業務、また西予オフィスでは事業者と県職員の相談に立ち会ったり、吉田オフィスでは完了検査業務をしたりして徐々にグループ補助金の全体像をつかんでいきました。

そして令和元年5、6月頃から川上商工会へ行くようになり、事業者の相談業務にあたることになりました。最初のうちは、相談に回答するのに手間取ることも多かったのですが、他の行政書士や商工会の方々の助言を得て、徐々にスムーズに相談に応じることができるようになりました。

いくつかの事業者さんの話を聞いていくうちに、2つの事業者を担当して、申請の支援業務をしていくこととなりました。かなり煩雑で大量の添付書類があり、時間もかかる作業でしたが、事業者さんが協力的であったため、徐々に申請に向けて作業を進めていきました。9月末が交付申請の締め切りで、そこまでに交付申請を出し、その後、補正がしばらくあり、そして実績報告書の申請、補正と続き、川上商工会、各事業者様、松山オフィス、大洲オフィスを行き来しながら、令和2年2月半ばまでで、申請の支援を終えました。川上商工会の職員の皆様には、いろいろと協力していただき、大変感謝しております。また、関わらせていただいた事業者の皆様にも少しでもお役に立てたのであれば幸いです。



グループ補助金相談業務（写真 川上商工会）

グループ補助金で少し気になった点を挙げると、被災した事業者の方々が最初はグループ補助金を申請したいと言われていたのですが、あまりにも手続きが煩雑だということを聞いて、諦めて市の補助金等を選択した方が多かったことです。やはり復興は時間との闘いでもあるので、今後もう少し簡略化した形で多くの被災者が活用できるように工夫をしていく必要があるのではないかと思います。

最後に、罹災証明受付支援業務、そしてグループ補助金支援業務と、愛媛県行政書士会としても初めてのことなので、いろいろと不手際もあったかもしれませんが、被災者支援という意味では最善を尽くしたのではないかと思います。今後、このような災害が起こらないとは限りません。そしてまた何かあった時のために、今回の支援業務を総括して次に生かすよう努めていく事が大事ではないかと考えております。



川上 福栄堂



(3) 西予市野村町の被災の特徴と支援活動 <西予オフィス支援事業>

平成30年7月豪雨災害支援記録（西予オフィス）

松山支部 船 田 和 志

2018.11.13 (火)	松山でグループ補助金一次審査等業務に関する説明会
2019. 5	西予オフィスで2名体制による支援業務を開始
2019.12	西予オフィスでの審査業務を終了

● 西予市の被害状況について

2018年7月の西日本豪雨は、停滞梅雨前線と、台風7号が重なったことにより、大きな線状降水帯を発生させたことが原因でした。整備されていて、決壊するはずが無いと思われていた肱川が氾濫したことにより、西予市野村地域では浸水被害や土砂災害が、同時多発的に発生する結果となりました。死亡者5名、関連死1名（令和3年3月1日時点）がでる等、これまでに経験したことのない甚大な被害がもたらされました。

● 西予オフィスにおける活動

2019年5月西予オフィスは、西予市役所野村支所野村林業総合センターに設置された愛媛県産業復興支援室西予オフィスとともに、被災した中小企業等から県に提出される復興事業計画の認定申請及び補助金交付申請等の審査業務を、行政書士の知見を活かして、効率的かつ正確に処理することを目的として活動を開始しました。

2名体制で審査業務を開始し、西予オフィスに提出された申請書を集中的に審査していく体制をとりました。各オフィスで審査のノウハウが蓄積していたので、審査業務を行いながら、西予オフィスを訪れる申請者に対して、必要となる添付書類の相談を受ける支援活動を併せて行いました。

行政書士ごとに、申請者を分けて支援に当たることになり、被災現場に赴くことも多くなりました。自らの担当している申請者の申請書について、机上の考えだけでなく、被災の状況を肌で感じることができるようになったと思います。



2019年9月頃から、西予オフィスでも交付決定が集中し始めました。その為、現地確認調査業務の検査員として、行政書士複数名体制で、導入された設備の確認を進めていきました。交付申請審査業務から継続して担当した事業者の現地確認を中心に行いました。交付申請時から継続して相談等を行っていたので、事業者との信頼関係も醸成されていたため、円滑に業務処理ができたのだと思います。

2019年12月をもって、西予オフィスでの活動を終了しました。各自が担当した審査業務をすべて完了したうえで、愛媛県産業復興支援室西予オフィス室長に報告を行いました。

● 活動を通じて見えてきた課題

自営業主である行政書士が共同で作業を行う為の組織づくりは、大変だったのではないのでしょうか。前例のない出来事に対して、現場の司令塔は、試行錯誤を求められていたと思います。日々起きる問題に対して、現場の責任者が、県と折衝をして、統一した見解と行動に持っていくのが一番大変なことだったと思います。

支援事業において、愛媛会執行部が現場と緊密に連絡を取り、責任を持って、そのような体制を整えることが必要だったと思います。

派遣された西予オフィスでは、県庁の職員を通して、補助金の始まりから終わりまで、「補助金業務とは何か？」を学ぶ機会がありました。自治体職員がどの様に組織を運営しているのか、そのチームワークを見ることができたことは、非常に勉強になりました。



(4) 中予地域の被災の特徴と支援活動 <松山オフィス支援事業>

松山オフィスの支援活動に参加して

松山支部 坂 本 佑香里

平成30年7月の西日本豪雨災害で、愛媛県の方々が甚大な被害を受けました。当時のニュースでは、豪雨による河川の氾濫、民家への浸水、土砂崩れによる道路の封鎖、濁流や土砂に埋まった建物、高台へと避難する人々と、幾度となく心を締め付けられる凄惨な状況が流れました。自然災害の前で成すべくもなく、何もかも奪われていく……。被災された方の心情を思うと、今でも胸が痛みます。

私が、本補助金業務に参加させていただいたきっかけは、令和元年度松山支部総会で、諸先生方から本事業を紹介いただいたことがきっかけでした。

行政書士会が、西日本豪雨災害で被災された方々へ復興のために県と協力し、補助金を活用して支援していこうという本事業は、愛媛県民として、とても意義のある素晴らしい事業だと思い、ぜひ私も行政書士として参加したいと思いました。

中予地区での活動内容は、主に申請書類の審査業務が挙げられます。

松山市久米窪田町のテクノプラザにて松山オフィスを設置し、県下から多数の行政書士会会員が、平日の午前9時から午後5時まで申請書類の審査業務を行いました。日々の業務の開始は、管理者の朝礼挨拶から始まります。その日の審査業務をどのように進めていくか、審査をする優先順位や、現地調査等出張する行政書士のスケジュール、その他連絡事項や情報の共有などを行った後、各自が審査書類を受け取り、審査業務を開始します。

私は、『事務サポートチーム』の一員として、松山オフィスから出張した方の『交通費精算書類』のチェック作業等を行うとともに、『経費精算チーム』との連絡を相互に取っておりました。普段は、午前10時頃と午後4時頃に県庁（本庁）支援課へ、審査が完了した書類を返却しに行きます。県担当者に書類を返却し、新たな審査書類を受け取ります。松山オフィスで保管している案件の中で、不備書類や不足書類がある場合、それらの補完書類も受け取ります。このように、松山オフィスでの審査は、単なる審査業務のみならず、申請書類として完成した状態にして愛媛県に返却する事を求められました。そのため、県や各オフィス、事業者と綿密に情報共有を行い、連携しながら申請書類の完成を進めていきました。

また、県からの審査完了の目標期日や月末までの目標処理件数を求められる事もあり、その際は、審査をする行政書士の出勤人数を急遽増やす等の対応により、県の要望に応じてきました。当初は1次審査のみでしたが、次第に2次審査も県から任されるようになりました。

さらに、審査業務のみならず実際に事業者様の申請書類の作成のサポートも任されるようになりました。この時は、各事業者様へ担当する行政書士を決め、その行政書士が実際に現地を訪問し調査を行いました。大洲の川上商工会をはじめ、飲食店、材木店、ゴルフ場等様々な案件に、多くの行政書士が携わりました。私はゴルフ場の現地調査に行きました。豪雨による土砂崩れで、コースが陥落していたり、地中に埋まっているはずの排水パイプが土砂の流出でむき出しになっていたり、災害による甚大な被害を目の当たりにしました。

私は、川上商工会へ向かう道中の光景が、とても印象に残っています。今まで審査業務で多く目にしてきた事業者様の事業所を、実際に何件か目にしたからです。「あの事業者様のお店はここにあったのか、あの店はこんな外装だったのか」と嬉しく思うと同時に、1年経過しても未だ災害の傷跡が残る現場や周辺環境を見て、胸が締め付けられるようでした。その後訪問した川上商工会の方や事業者様は、私達の業務に積極的に協力してくださり、さらには遠方から来た私達に「遠いところから来てくれてありがとう」と気配りをしてくださいました。辛い状況でも、復興のために明るく業務に取り組み、他人を思いやれる川上商工会の方や事業者様の対応には、感銘を受けました。この補助金業務に携わる事ができ、人との繋がり大切さや、他者と協力することで実現できる可能性の大きさを実感しております。本事業に参加できた事は行政書士として、非常に嬉しく思います。令和4年には大洲市の大成橋が完成する予定です。一日も早く、復旧と復興が進み、災害に強い地域社会で住民の方々が安心して暮らせるように願っています。



これは銀杏の木の3年生です。私も行政書士3年生です。

この木は、グループ補助金事業に参加した時、松山オフィスの敷地の銀杏の種を拾って播いて育てた先輩からの頂き物です。銀杏は別名『公孫樹』とも書きます。種を植えても実がなるまでに孫の代までかかるという意味だそうです。また、30m以上延びて樹齢千年を超える古木もあるそうです。

グループ補助金事業は、年代や地域、業務を超えて様々な行政書士の人々が出会えた貴重な場でもあったと思っています。この事業で経験できた日々のように、私達後輩も先輩から大切なことを学び、受け継いでいけるようになれば・・・まるでこの木のよう、私たちの書士会が大地に根を張り、大空にすくすく伸びることを願い、私も行政書士として頑張っていきたいと思います。

(5) 島しょ部の被災の特徴と支援活動

しまなみ島しょ部の支援をおえて

今治支部 寺 町 久 徳
四国中央支部 中 山 勇 希

① 被災実態への所感、感想

平成30年7月8日の豪雨災害については当初南予の被害がテレビ等で多く報道されていましたが、今治島しょ部についても相当な被害が出ていることが明らかになりました。

グループ補助金については南予のみならず愛媛県全体が対象地域であったにもかかわらず、それが広く周知されていないように感じました。

実際に、被災現場を確認に行きましたが多くは土砂崩れにより事業所が倒壊、設備が使用不能になっているという状態でした。また、当地の被災の特徴は、島しょ部の主要産業である水産業、石材業及び造船業に甚大な被害が出ていることでした。

② 被災事業者について

上島町は、水産会社の被災が酷いものがあり、同町の職員とともに対応しました。

伯方町は、老舗の造船事業会社が被災し、窓口となっている同町商工会の担当指導員と一体となって支援に当たりました。

大三島町は、石材業者が多く被災し、商工会の担当者とともに、8社の支援に当たりました。その他に、食堂や洋装品店が被災し、町の職員や商工会等窓口団体の皆さんと力を合わせて支援に当たりました。

③ 支援活動について

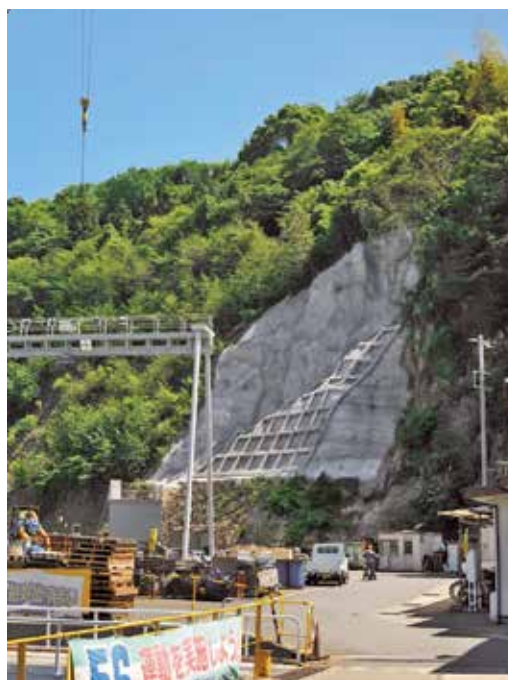
私たちが活動した期間は、令和元年6月から9月の間でした。愛媛県の経営支援課から、補助金交付申請手続きに難渋している被災事業者について、窓口担当者と協議しながら直接支援することとなりました。東予方面から松山オフィスの支援員として参加していた3名と松山城北地区在住者の5名でこの衝に当たりました。『被災者に寄り添う。』を合言葉に、上島町の職員の皆さん、しまなみ商工会の担当指導員さん、そして県の経営支援課の皆さんの心をつなげた連携により、各申請手続を何とか期限内に間に合わせる事が出来ました。

④ 実務について

私たちが支援した中で最も印象に残っている事業者は軽食たたらです。

軽食たたらは、多々羅温泉のそばにある小さなお好み焼き店です。

平成30年7月豪雨による土砂崩れで店舗建物が全壊して



まる阿水産

しまった上に、多々羅温泉が営業再開しないまま閉鎖となったことから、多々羅温泉利用者を集客することが不可能となってしまう再建は難しいようにも思えました。

しかし、軽食たたらは観光客のみならず地元で古くから愛されている店であること、また何より店主ご夫妻が地域のために事業再開を強く望んでおられたので、我々も精一杯のお手伝いをさせて頂きました。

申請のお手伝いにあたっては、書類収集が難航することがありました。しかし、しまなみ商工会大三島支所と知恵を出し合い、時には愛媛県経営支援課と代替案について協議を行い一つ一つ問題をクリアしていきました。

その後、無事グループ補助金が支給され、軽食たたらが同じ場所で営業を再開しました。

我々、東予からの支援参加者3名も、申請のお手伝いしながら「軽食たたらさんが営業再開したら食べに行こう」と話しておりましたので、伺いました。

出来たばかりの真新しい店舗も印象的でしたが、それ以上に奥様が最初にお会いした時とは比べものにならないくらい明るい表情でイキイキとお仕事をされており、「申請のお手伝いをさせて頂いて本当に良かった」と強く感じました。

ボリュームがあって美味しいお好み焼きは地元のお客様のみならずサイクリング等で訪れる観光客にも支持されることでしょう。

最後に、軽食たたらの申請を通して、行政書士、商工会そして愛媛県経営支援課の三者が忌憚のない意見を交わしながら、グループ補助金の目的である「被災者救済」の実現に向けて協働できたことは、我々にとって得難く有益な経験であったと確信しています。

⑤ しまなみ島しょ部取組全般について

まず、我々行政書士（会員）は「県からの委託事業」として県からの指示により補助事業の「審査」をするという、通常業務とは真逆の立場で仕事に携わりました。「申請」する立場の者が「審査」する立場に替わり当初戸惑うことも多かったのですが、逆の立場から申請書類に接することでこの申請書類は何の疎明を求めているのか、また申請内容の全体像が求めていることが分かるようになるにつけ、今後の業務にも生かせる経験ができたと思いました。また、愛媛県経営支援課はじめ商工会や町役場の皆様が強く復旧、復興、救済の意思をもって仕事に当たられていることに接し我々も申請者の立場からできる限りの支援をしようという心構えで対応できたことは行政書士としての矜持を得ることができたと自負しております。

⑥ しまなみ島しょ部に書士会の果たした役割等

しまなみ島しょ部の災害支援に関しては、地元の私でも知らなかった甚大な被害であったことを申請書類で見るとその内容が分かり、驚愕すると同時に災害当初の被害の復旧のご苦労を思うにつけ、少しでも力になりたいと強く思いました。上記④でもありますように、一生で一度あるかないかの災害について、その被害や復旧の必要書類を被災者自らが書類を整えることは困難を極めたものと思いますし、不備も致し方ないことだとは思いました。それでもコツコツと地道にお手伝いでき全て事業において既に補助完了できたことは我々にとってもとても嬉しいことです。



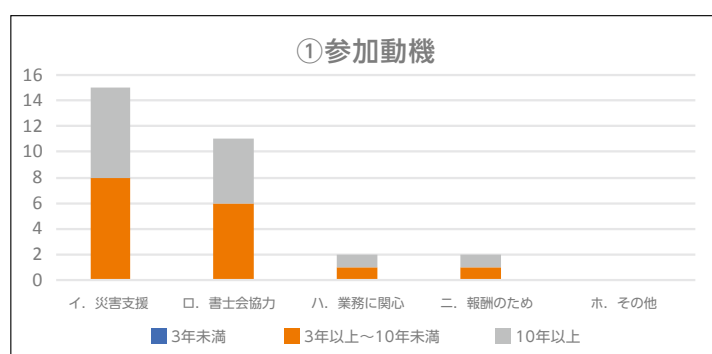
軽食たたら

5 事業参加者に対するアンケート結果

(1) 罹災証明支援事業参加者アンケート結果

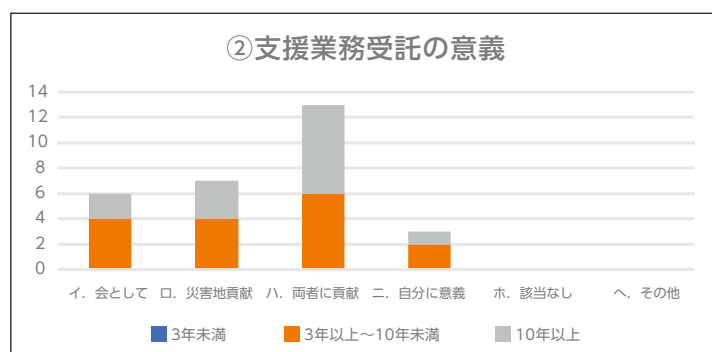
はじめに

参加した本会の会員に対して、罹災証明支援事業についてアンケートを実施しました。それらの回答から、事業の成功点や問題点だけでなく、業務歴での傾向を把握するため、業務歴でグラフの色分けを行いました。3年以上10年未満、10年以上の会員の回答結果をお知らせします。



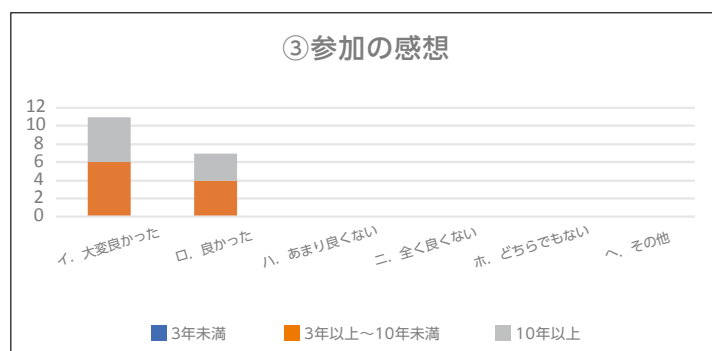
① 参加動機について

業務歴に関係なく、災害支援と書士会に協力するという行政書士の使命としての動機が多い。業務のため、報酬のため、自己研鑽のための回答もあった。



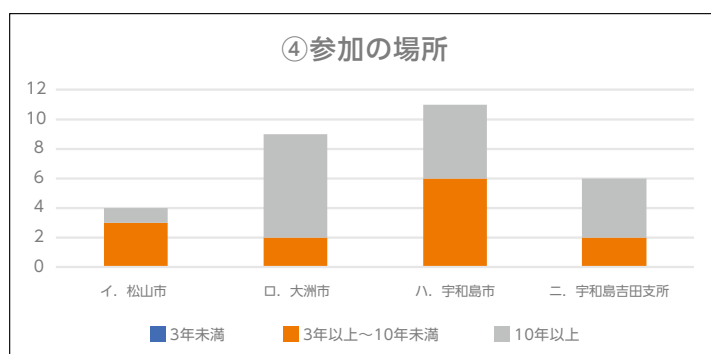
② 支援業務受託の意義

①の結果を裏付ける結果である。会として、災害地貢献、両者に貢献は、行政書士の使命に意義を見出していると考えられる。自分に有意義であるという回答は、自己研鑽に意義を見出していると考えられる。



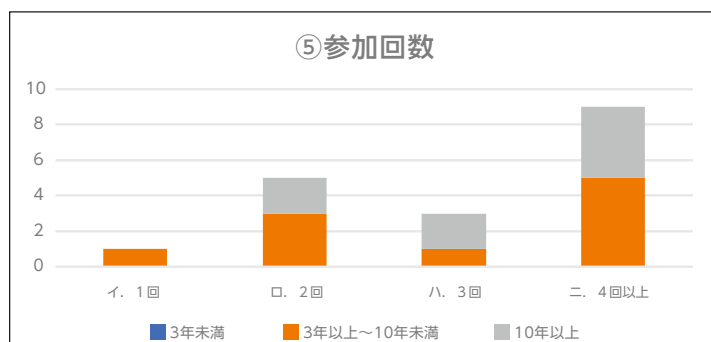
③ 参加の感想

業務歴に関係なく、回答結果から満足のいく支援事業であったと思われる。



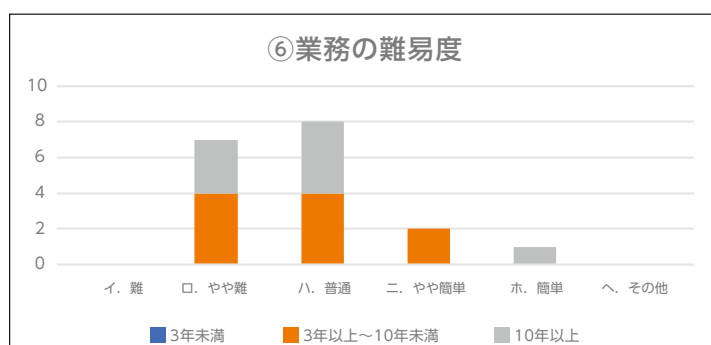
④ 参加の場所

回答結果から、大規模な災害があった大洲市、宇和島市に突出して人員配置があった。参加した会員を、大規模災害がおこった場所に多く人員配置した傾向がある。



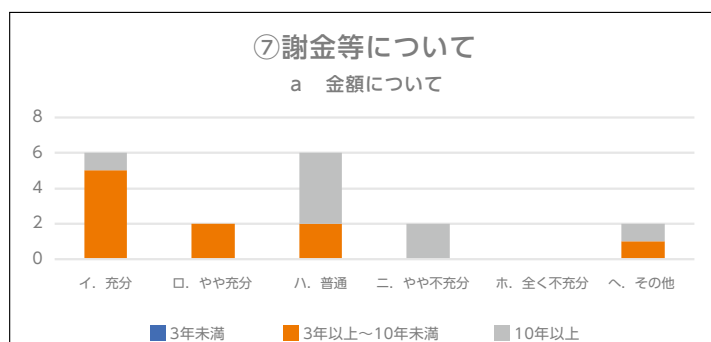
⑤ 参加回数

業務歴に関係なく、同様の偏りがある。業務歴に関係なく、4回以上の参加が最多である。



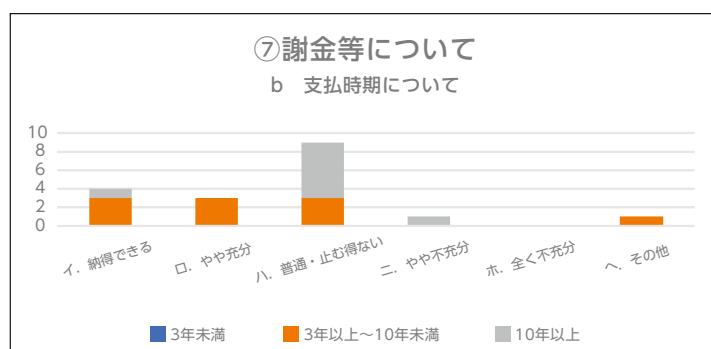
⑥ 業務の難易度

業務歴による偏りが少ない結果である。普通と回答した会員が多く、やや難しいと回答している会員が二番目に多くなった。罹災証明支援事業が、普段触れることのない業務であったため、戸惑う結果を示したものと思われる。



⑦ 謝金等について a 金額について

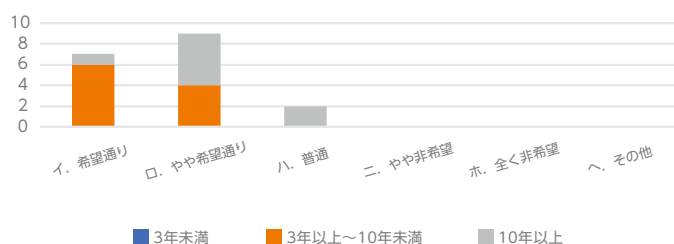
業務歴3年以上10年未満の会員は、充分～普通に偏りがある。業務歴10年以上の会員については、普通～やや不十分に偏りがある。



⑦ 謝金等について b 支払時期について

業務歴に関係なく、普通に偏りがある。支払時期には納得できる～普通と回答した会員が9割以上を占めた。

⑧ 日程調整について

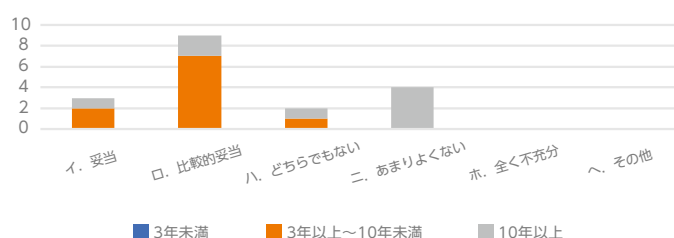


⑧ 日程調整について

業務歴3年以上10年未満の会員は、希望通り～やや希望通りに偏りがある。業務歴10年以上の会員については、普通～やや希望通りに偏りがある。

⑨ 業務支援体制について

a 人選・機能



⑨ 業務支援体制について

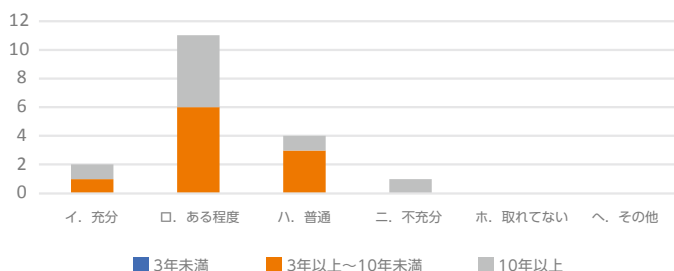
a 人選・機能

業務歴3年以上10年未満の会員は、妥当～比較的妥当に偏りがある。業務歴10年以上の会員については、あまり良くない～比較的妥当に偏りがある。

b 支援不足の内容

回答に無効が多くグラフを作成不能。

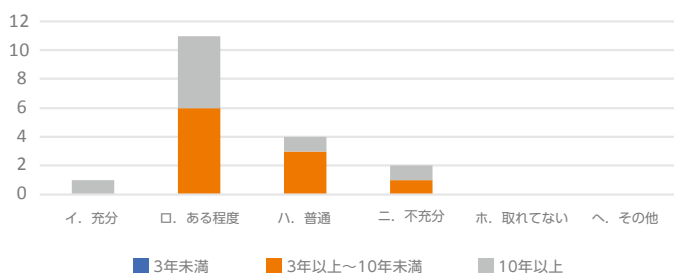
⑩ 行政との連携



⑩ 行政との連携

業務歴に関係なく、同じ傾向がある。充分～普通まで、ほぼ同じ割合での分散である。行政との連携が、ある程度出来ているとの認識が過半数を占める。

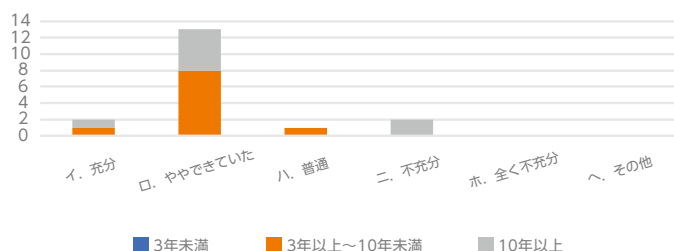
⑪ 会員の業務引継ぎ



⑪ 会員の業務引継ぎ

業務歴に関係なく、同じ傾向がある。充分～不十分まで、ほぼ同じ割合での分散である。会員の業務引継ぎが、ある程度出来ているとの認識が過半数を占める。

⑫ 当県会の取組全般



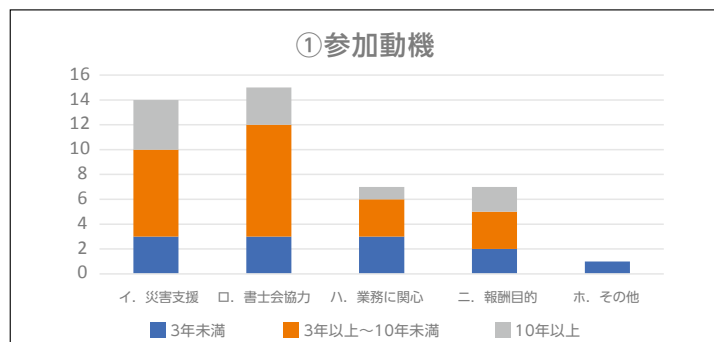
⑫ 当県会の取組全般

業務歴に関係なく、ややできているという回答が多数を占めた。支援業務について8割以上の会員が充分～ややできていたとの評価である。

(2) 補助金審査業務参加者アンケート結果

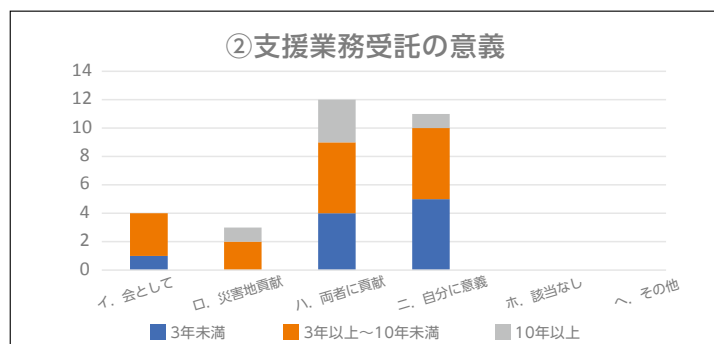
はじめに

参加した本会の会員に対して、受託事業に関するアンケートを実施し、この事業の成功点や問題点を探ってみました。また業務歴での傾向を把握するため、属性を①業務歴3年未満、②3年以上10年未満、③10年以上に区分し、参加会員の回答結果を検討しました。



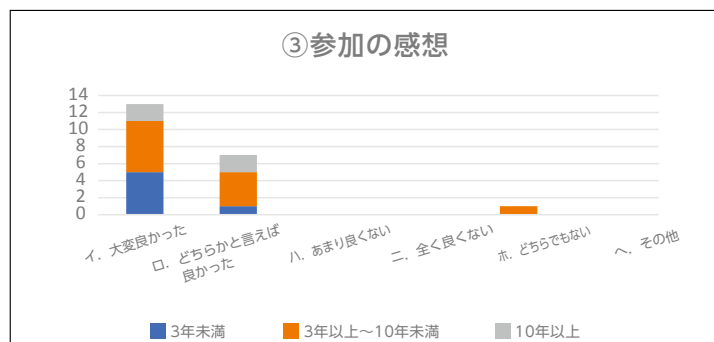
① 参加動機

業務歴に関係なく、ほぼ同様の割合で、回答に偏りが見られた。災害支援、書士会協力がほとんどを占めている。自己研鑽のための、業務に関心と報酬目的という回答がほぼ同数である。



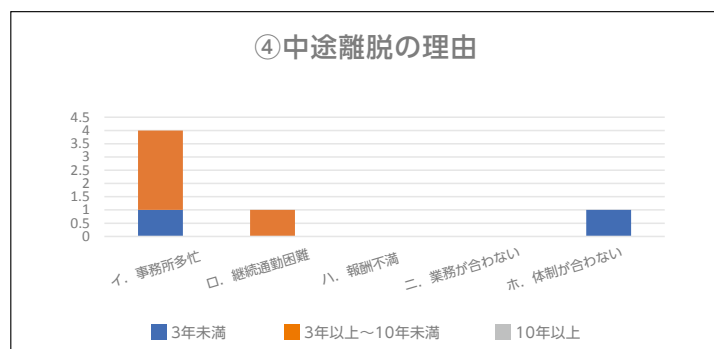
② 支援業務受託の意義

多くの会員が、被災地及び当会に貢献、業務歴に関係なく、殆どの参加者がこの業務を高く評価していることが窺える。



③ 参加の感想

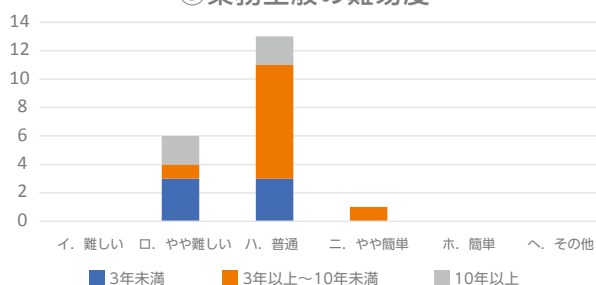
9割以上が大変良かった、どちらかという良かったという回答になった。参加した会員が、ほぼ満足していることが窺える。3年未満の参加会員の満足度が非常に高いことも読み取ることができる。



④ 中途離脱の理由

会員自らの業務多忙のため、参加の継続が困難になった会員が多い。

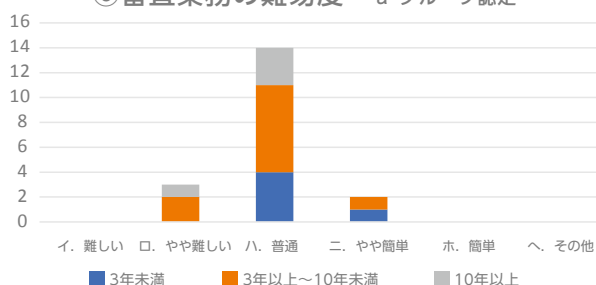
⑤ 業務全般の難易度



⑤ 業務全般の難易度

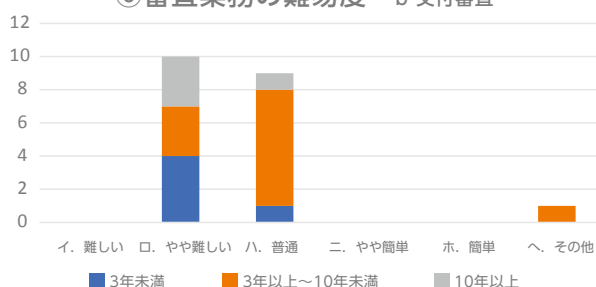
やや難しいから普通に9割以上の参加者の回答が集中している。

⑥ 審査業務の難易度 a グループ認定

⑥ 審査業務の難易度
a グループ認定

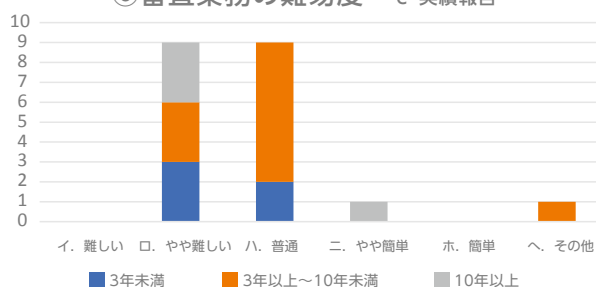
審査業務の難易度についての質問に対して、普通に7割以上の回答が集中した。グループ補助金の入り口にあたる業務であったが、研修制度も充実しており、参加した会員も普通に進めていくことができたと考えられる。

⑥ 審査業務の難易度 b 交付審査

⑥ 審査業務の難易度
b 交付審査

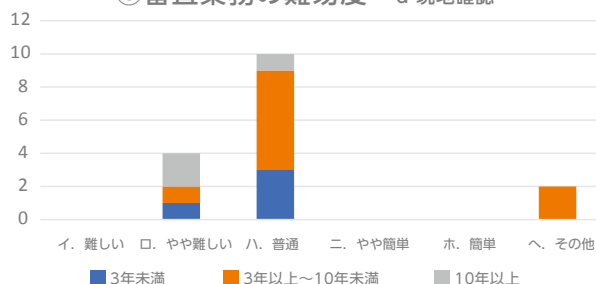
やや難しいという回答が一番多く、次に普通の回答が占めた。グループ認定と比較すると、やや簡単が無くなり、やや難しいが大幅に増えていることから、グループ認定よりも難しく感じた会員が多いと考えられる。

⑥ 審査業務の難易度 c 実績報告

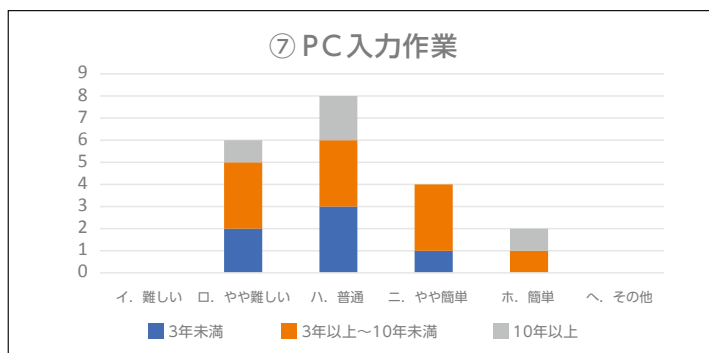
⑥ 審査業務の難易度
c 実績報告

交付審査とほぼ同じである。グループ認定と比較すると、やや簡単が無くなり、やや難しいが大幅に増えていることから、グループ認定よりも難しく、交付審査と同じくらいの難易度だったと考えられる。

⑥ 審査業務の難易度 d 現地確認

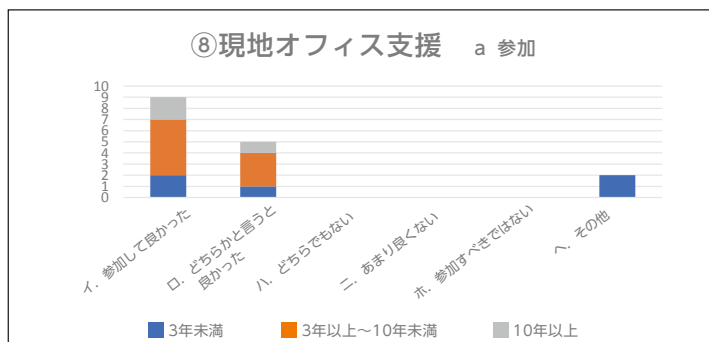
⑥ 審査業務の難易度
d 現地確認

普通という回答に集中している。交付審査と実績報告と比較すると、難易度が易しく感じた会員が多かったと考えられる。



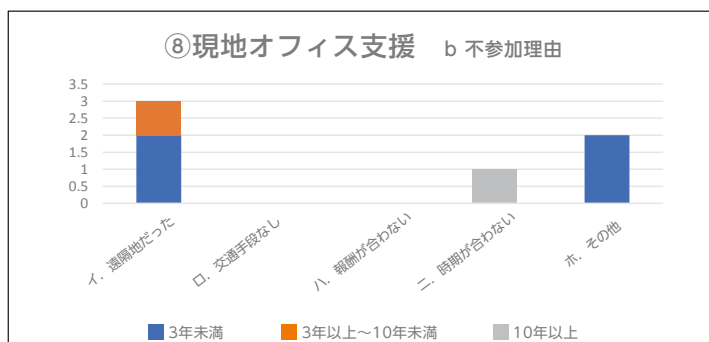
⑦ PC入力作業

支援事業は、パソコンを使用して作業を進めていた。やや難しい・普通が7割の回答を占めた。



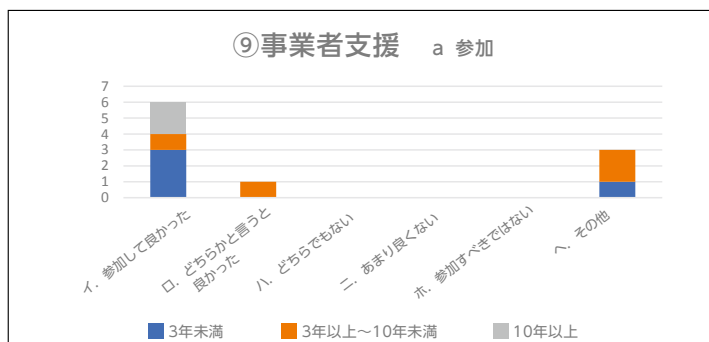
⑧ 現地オフィス支援 a 参加

参加して良かった、どちらかというのと良かったに回答が集中している。現地オフィス支援に参加したことについて、満足している会員が多いと考えられる。



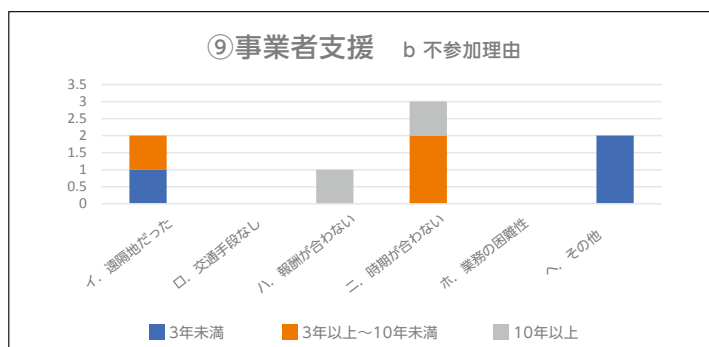
⑧ 現地オフィス支援 b 不参加理由

現地オフィス支援に不参加の理由は、遠隔地であることが突出して多かった。被災地は南予が中心で、東予・中予地域からは移動手段や時間等で参加が難しい会員がいたことが窺える。



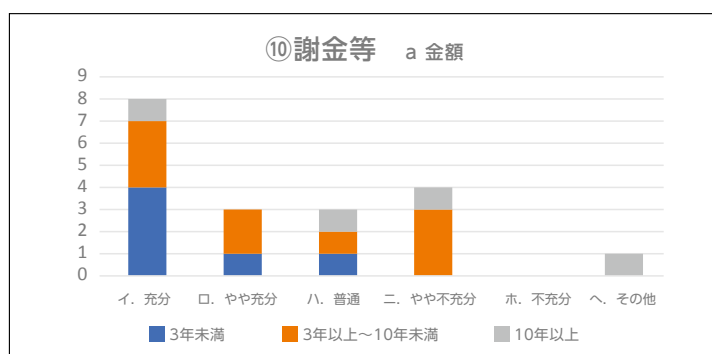
⑨ 事業者支援 a 参加

事業者支援に参加して良かったと回答した会員が突出して多かった。事業者支援に参加したことについて、満足している会員が多いと考えられる。



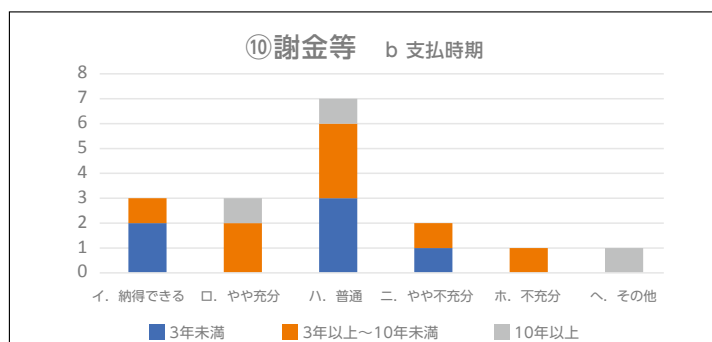
⑨ 事業者支援 b 不参加理由

事業者支援に不参加の理由は、遠隔地であること、時期が合わないことが、突出して多かった。移動手段や時間等を調整することが難しい会員がいたことがうかがえる。



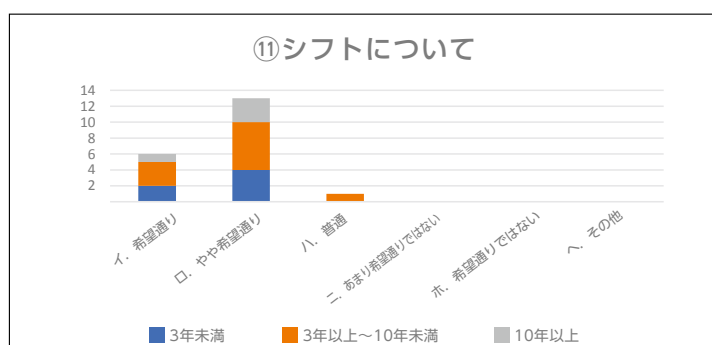
⑩ 謝金等 a 金額

充分と回答した会員が一番多かった。しかし、やや不十分と回答した会員が二番目に多いカテゴリとはなっているものの、大半の会員は納得しているものと思われる。



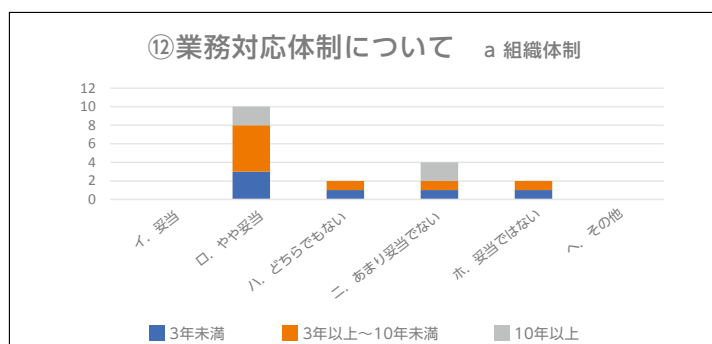
⑩ 謝金等 b 支払時期

謝金等の支払時期について普通と回答した会員が一番多かった。しかし、不十分・全く不十分との回答もあり、報酬支払いの遅れなどが影響していると考えられる。



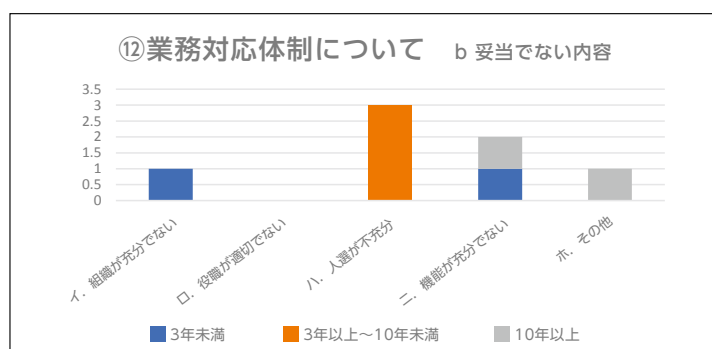
⑪ シフトについて

希望通り・やや希望通りに9割以上の回答が集中しており、シフト編成について会員が満足していると考えられる。



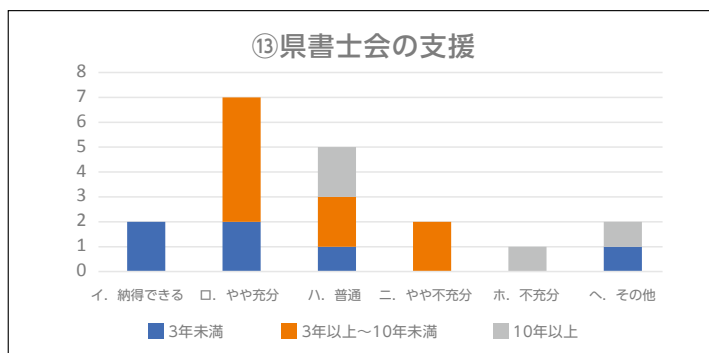
⑫ 業務対応体制について a 組織体制

やや妥当が一番多いが、あまり妥当ではないが二番目に多くなった。緊急時の組織体制の構築で課題を残している。



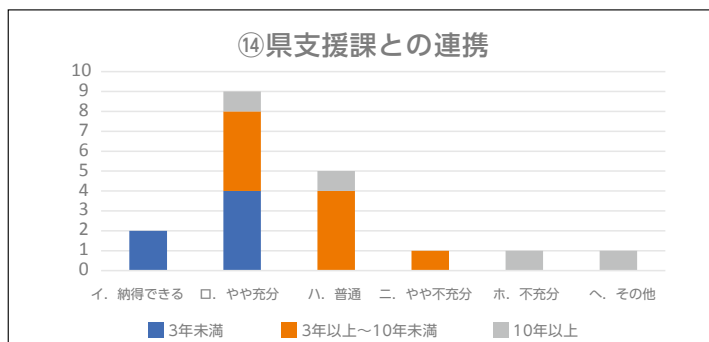
⑫ 業務対応体制について b 妥当でない内容

人材が充分でないが、一番多い回答となった。緊急時の組織体制の構築で課題を残している。



⑬ 県書士会の支援

不満を表明している会員が一定数いることがうかがえる。緊急時の組織体制の構築で課題を残している。



⑭ 県支援課との連携

やや充分が突出して多かった。県との連携が評価されていると考えられる。

アンケート全体について

参加会員からは当会の今回の災害支援受託事業を評価する声は多く、回答者からは概ね好評の結果を頂いた。現地オフィスへの支援参加や被災事業者への直接支援に関わった会員は、事業自体と参加したことの意義を強く認識されているように感じられます。

然し乍ら、令和元年度総会で指摘された『・・・今回の支援においては、支援体制の構築、支援機関の設定など様々な問題点も浮き彫りになっており、・・・』〔配布資料の会長の後書〕とおり、今回のアンケート結果は、緊急時の組織体制づくりの課題が残されていることを改めて確認させられたものであり、私たちはこの結果を、真摯に受け止めなければならないと思われま。

《文責／編集委員 船田 和志・能田 雅雄》

6 被災者から寄せられた感想

被災事業者アンケートの結果について

今回の受託事業の中で、被災事業者直接支援業務について、各オフィスから直接事業者支援にかかわった被災事業者や窓口団体（商工会等）をそれぞれ3～4件抽出し、アンケートを実施しました。回答は全て文書回答としましたので、以下、寄せられた回答の概要を質問項目ごとにまとめて報告します。

I 回答結果

〈1〉今回の補助金申請で、被災事業者として苦勞された点

- *『新分野事業』の適用を受けるにあたって、書類の数が多くカタログ等の準備が必要であったこと。
- *初めての申請であったので、制度の趣旨・内容・手続きの仕方などの理解に苦勞した。
- *被災により、申請に必要な書類が手元に残ってないことに苦勞した。
- *窓口団体のおかげで、補助金の支給がなされた。
- *添付書類などがこまかった。
- *必要書類の収集と書類の書き方が大変だった。

〈2〉補助金申請に対する期待と実績

- *想定より▽500万円であったが、最終的には納得のできる金額であった。
- *ほぼ想定通りの金額であった。
- *初めてのことで想定しておらず、後から気づくことが多かった。

〈3〉当書士会支援担当者と被災事業者・オフィスの連携について

- *何度も足を運んでいただき、打合せ回数も多く、連携・意思疎通は充分取れていた。
- *当初は、十分な連携がなかったように思うが、専門家としてのアドバイスをもらい、メールなどを使って打合せ頻度を上げることにより、改善された。
- *支援担当行政書士が不在の場合でも、オフィスのスタッフと担当者との連絡がとれており、直ぐに対応してもらえた。
- *窓口団体からは、窓口として被災事業者と行政書士を取り次ぐことにより、窓口団体としても被災事業者との間で信頼関係を強く築くことができた。

〈4〉行政書士の被災事業者との対応姿勢について

- *被災事業者への連絡も密で、打合せ時の接し方も懇切丁寧で、事業者からの信頼は絶大
- *オフィスへ同道してくれて、説明のサポートをしてもらった。
- *膨大な量の申請書を準備するには相当の期間を要するにもかかわらず、行政書士の皆さんは申請期限に間に合わせるため、粉骨碎身していただいた。
- *事業者の高齢化により事業承継が課題となってきたので、今後この分野での指導をいただきたい。
- *行政書士の対応で、短期間で対処できた。

〈5〉担当行政書士の対応及び当書士会の活動に対する全体的の感想

- * 何度も足を運んでもらい、迅速に対応してもらった。
- * 他に仕事を持ちながら、心を込めて取組んでくれた。
- * 建設工事業者のため地元の復旧工事で多忙であり、申請手続の準備が後回しになっていたところ、行政書士のサポートにより、期限に間に合わせることができた。
- * 迅速に処理していただき、たくさんの人が助かったと思う。
- * 初めての経験で、何もわからない素人に、素早い対応で助かった。
- * 細かく対応していただいた。
- * フットワークが軽く、本当に助かった。
- * 書類の収集支援・整備指導も適切で、手続の説明も解りやすかった。

Ⅱ ま と め

皆さんからいただいた回答の結果は、お世辞を差引いても、概ね好評をいただいているようです。

〈1〉苦勞した点については、『被災により、書類・記録が流亡してしまって、申請書類づくりに苦勞した。』という声は、現場でもよく耳にしました。また、書類が複雑で細かい等々は、被災事業者が共通に感じていたようです。

〈2〉期待と実績については、ほぼ想定通りとの回答が多かったようです。想定より低かった場合や減額された場合は、事業者が納得していることが大切だと思います。

〈3〉連携については、商工会等の事業者団体と被災事業者が補助金申請手続で困難している中で、我々書士会が連携・意思疎通の促進に貢献できたようです。また、各現地オフィス（県支援課）との連携についても、『第三者である』行政書士が関与することで被災事業者との信頼関係構築に一定寄与できたものと思われます。

〈4〉書士会・担当者の対応 〈5〉全体の感想について

親切・丁寧・きめ細かい・迅速という評価を頂いています。

支援員の皆さんが、専門知見を提供し、県の職員さんや窓口団体の職員さんと共に『被災者に寄り添い、きめ細かな支援を！』をモットーに、心をひとつにして、この事業に従事した成果ではないでしょうか。なお、被災事業者直接支援業務に関しては、『申請者の書類作成に直接関与し、その書類の審査に自分たちが加わる』ことになり、『公正に疑義があるのではないか』との意見がありました。しかし、各オフィスでは補助金交付申請書提出や実績報告書提出期限が迫ってくると、書類の準備が進まない被災事業者があり、県支援課から支援要請があり、この業務にかかわることになりました。そこで、私たちは、『①被災事業者直接支援業務に関わった支援員は、当該案件の審査業務及び実績調査業務に当たらない。②直接支援業務は、複数の支援員で当たる。』との方針で運営しました。

『補助金申請の審査業務』から始まった私たちの受託業務も、当初予想しなかった事業者支援まで及ばなければ、支援業務は完遂しなかったと思われます。『街の法律家』として行政と市民の架け橋の役割を、些かでも果たせたのではないのでしょうか

《文責／編纂委員 泉原 文明・能田 雅雄》

7 参加会員の感想

西予オフィスの活動に参加して

松山支部 露 口 弘 恵

西予市野村町では、2018年7月、西日本豪雨による被害を受けた地域住民の生活基盤を支えるため、事業再建のためのグループ補助金申請事業が始まりました。

私が初めて支援活動のために野村町を訪れたのは、2019年2月のことでした。

山はえぐられ、土砂は川に流れ込み、西予市のシンボル「乙亥会館」も浸水。店舗や機材も水に浸かり、店舗兼住宅の全てを流されている方もおられました。

ニュースだけでは知ることができなかった悲惨な状況が、半年という月日が経ってもそこにはありました。

「お金で買えないものが流されてしまいました。そちらの痛手が大きい。」という言葉をお伺いしたときは、胸が締め付けられました。

私は、申請のお手伝いをさせていただく立場ではありながら、そのような状況の中でも、前向きに事業再建に取り組んでいらっしゃる事業者さまの姿に、いつも力を頂いておりました。

県、行政書士会ともに、初めての業務であったため、判断に悩むこともございました。しかしながら、事業者さまのために、という思いが共通していたため、協力しながら乗り越えていくことは、難しいことではありませんでした。

事業・生活再建への雑事で忙殺されている事業者さまの営業運営が1日でも早く行えるよう、不慣れながら申請手続きのお手伝いが出来ましたことは、行政書士冥利に尽きるものでした。

運転中に見える肱川沿いの宇和明間の桜はとても美しく、窓を全開にして、いつも深呼吸をしていました。早くこの桜の下で笑顔になれますようにと願いながら。



復興工事中



乙亥大相撲開催

西日本豪雨災害を経て

松山支部 河 村 佳 和

まずは西日本豪雨災害に被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた被災者の方々に謹んでお悔やみ申し上げます。

私は罹災証明書発行支援の初日である宇和島市役所吉田支所での支援参加に始まり、グループ補助金事業松山オフィスの最終日まで、可能な限り支援に参加させていただきました。これらの経験から、個人として、また行政書士会として多くのことを学ぶことができましたが、逆にお力になれず悔しい思い、歯がゆい思いもたくさんしました。

また、今回の経験により「審査する側」と「審査される側」の両方の視点から「申請」というものを見ることができ、さらには今回の災害のような緊急事態時における対応について多くの知識や視点を得ることができました。

行政書士は市民と行政を結ぶ重要な役割を担っていますが、市民側からも行政側からも、今よりもっと「行政書士が間に入ることでスムーズに手続きが進められる」と思っていただけになるための課題が見えてきたと思います。我々行政書士が担う社会的責任や社会的使命をさらに高次元で果たせるようにすべく、今回の経験から一つでも多くの反省点を見出し、会や会員のみならず、行政や市民

の皆様へフィードバックできるように努力する必要があると強く感じました。

最後に、ご多忙にもかかわらずお時間を作って支援に参加していただきました全ての会員の皆様へ感謝いたしますとともに、災害対応の経験を惜しみなくご教示くださり、研修・情報提供等、様々なご協力を賜りました熊本県行政書士会様に心より感謝いたします。本当にありがとうございました。

造り酒屋さんの復興のお手伝い

松山支部 大 西 英一郎

西日本豪雨災害は、愛媛県に大きな傷跡を残しましたが、テレビ報道で被害が伝えられる中、現地に行ったことのない私にはどこか遠い世界の話のように感じていたのが本心です。しかし申請も第二段階に入り、被害写真付きの書類が我々グループにも届くようになり、ことの深刻さを理解し始めました。でも現地確認に行くまでは、ちょっぴりの理解だけ。事件は現場で起こっていたのです。

私が現場を含め担当した養老酒造株式会社は深刻な被害を受けていました。「洪水で屋根が抜けた。」と聞かされ、酒桶が浸水で3M浮いて、屋根にあたったという意味を知り、驚愕したことを覚えています。社長さんとは旧知の仲でしたので、私も自分のことのように職務を行いました。県の担当者とも協力しながら、酒造りという川上地区の文化・産業を残せたことは本当に良かったと思います。ただし、補助金といっても全額出るわけではなく、対象は設備資金のみですから借金が増えているのは間違いありません。補助金を受けられても大変なのはこれからです。まだまだ頑張ってください。私も酒の購入等で応援していきます。

今回、行政書士の皆さんと行えた共同作業は本当に有意義でした。日頃事務所に居てはなかなかお会いすることもない皆さんと出会う、その後も情報交換等を頂いております。いろいろ異音はありましたが、愛媛南予地域の再興に参加できたことは個人的にも書士会的にも大きな意義があったと思います。

最後に、災害で亡くなられた人の御冥福と、今後現地で頑張られる皆さんの成功を、心からお祈りしております。



養老酒造被災

グループ補助金申請書の審査業務を振り返って（松山オフィス）

松山支部 小 西 光 子

審査業務を振り返るとき、私の中では初期、中期、後期の3つに分かれる。初期は、みんなが初めてのことで五里霧中、右往左往の状態だったような気がする。パソコンの操作に不慣れな行政書士も多く、その指導に時間を取られ、審査をした気がしない。私は運よく、電子カルテの立ち上げから運用まで経験していたので違和感なく取り掛かれたが、そうでなければ大変だったと思う。

中期は、一次審査のみと聞いていた業務がコロコロと変わり、2次審査、概算請求などの審査が入り、ついてゆくのに息が切れそうだった。

後期は、事業者支援や現地調査のため、松山オフィス内での審査スタッフが少なくなった。同じ案件を2人で審査（ダブルチェック）をした後に書類を県庁に持参するので、組む相手が遅いとオフィスにどんどん書類が溜まってゆく。「少しスピードを上げてもらえませんか？」と相方の行政書士に頼むと「私の年も考えてくれ！」と怒鳴られてしまった。「私の年とあまり変わらないのに・・・」と思いながら仕事をしたことが思い出される。

愚痴はそこまでにして、良かった点をあげよう。行政書士は、基本一人で仕事をしている。付き合いがある行政書士といっても、同じ分野に限られることが多いだろう。

それがこのグループ補助金の申請業務に携わったことで、多くの行政書士の方と知り合うことが出来た。中には、困った時に相談する仲間もできた。仲間と呼べる人が増えてゆくのは、嬉しい限りだ。新人の行政書士、それも女性の素晴らしい人たちと出会えたことは、本当に良い経験になった。

8 資 料

目 次

グループ補助金取組経費精算・謝金請求管理経過について	42
I 災害対策本部の設置と活動	44
II 罹災証明支援活動	45
III グループ補助金受託業務活動	46
1. 受託業務	46
2. 松山オフィス	52
3. 無料相談会	56
4. 吉田（宇和島）オフィス	57
5. 大洲オフィス	59
6. 西予オフィス	61
7. 島しょ部の活動	63
8. アンケート結果	64

グループ補助金取組経費精算・謝金請求管理経過について

1. 経費精算、謝金請求管理 業務の引き継ぎ時状況について

年 月 日	引 継 者	被 引 継 者	内 容 等
R 1 . 5 . 7	パート 1 名	松 金	・ 請求書の作成 ・ 謝金の支払い

2. 経過について

時 期	経費精算、 謝金請求のメンバー、 人員数 (パート、アルバイト)	内 容 等
		○ 主要業務内容あらまし、及び業務の流れ、フロー等 ○ 時期・時期の課題であった事、 ・ 支援課とのやりとりについて ・ 県支援課窓口担当者：A職員（～R 2 / 3） T職員（R 2 / 4～）
R 1 / 5 ～ R 1 / 9	宇都宮 松金 パート 1 名 (9 / 3 ～)	【月々の業務（R 2 / 3迄共通）】 ・ 前々月分の謝金の支払い（計算・振込依頼・郵送） ・ 前月分の前金払請求書作成（内訳表・従事実績一覧・日報） ・ 前月分の交通費請求書の提出・訂正依頼 ・ 当月分の入力等（日報・出勤簿等の提出・訂正依頼、請求準備） ・ 従事者からのご意見・問合せ対応 【問題点】 ・ 事務は2名で対応可能だが、内容や状況は複数人で共有していたほうがよい ・ 従事者からの提出書類（日報▶出勤簿▶交通費）について個別に複数回提出▶訂正依頼 ・ 6月以降の出張関連の有無・状況が把握しづらい（出勤簿等から出張の可能性を調べる作業が必要） ・ 従事者からのご意見・問合せ・伝言依頼が多数くる（事務以外の事も） ・ 謝金・交通費の計算方法が変わると問い合わせが増える ・ 愛媛県への請求書類に関して詳しいマニュアル等がなく補正指示が来てからの対応
R 1 / 10 ～ R 1 / 12	松金 パート 1 名	【月々の業務（追加）】 ・ 前金払請求内容追加 ・ 支払関係書類作成 【精算払請求】 ・ H31 / 4 ～ R 1 / 9 分の精算払請求書の作成（月々請求していない交通費、他経費等纏め） 【問題点】 ・ 精算払請求の内容や書類が非常に多い ・ ひな形や参考資料が少ない為、提出→補正指示→訂正（作り直し）（提出前に何が必要か、経営支援課とやりとりできるとよい） ・ 精算払請求書の補正内容により、前金払請求（10・11月分）の提出が保留となり支払作業も保留となった 【改善された点】 ・ 請求事務の問題点を役員の方々に聞いていただけるようになった ・ 松山オフィス内で出張関連の日報の提出依頼・チェック・訂正依頼をしてから事務局に算出していただけることとなった ・ 松山オフィスで日報▶出勤簿▶交通費の提出▶訂正依頼の伝言をしてもらえる事となった ・ パート1名（週20時間未満）と雇用条件について慎重に確認・調整しつつ業務を行い効率が上がっていった

時 期	経費精算、 謝金請求のメンバー、 人員数 (パート、アルバイト)	内 容 等
		○主要業務内容あらまし、及び業務の流れ、フロー等 ○時期・時期の課題であった事、 ・支援課とのやりとりについて ・県支援課窓口担当者：A職員（～R2/3） T職員（R2/4～）
R2/1～ R2/3	松金 パート1名	【月々の業務（追加）】 ・R2/1～R2/2分の出張関連の日報（約40枚）の補正で至急請求事務で 作り直しとなった 【精算払請求】 ・R1/10～R1/12分の精算払請求書の作成 ・R2/1～R2/3分の精算払請求書の作成 【問題点】 ・支払い遅延原因の問い合わせが増えたが、どこまで説明してよいか判断でき ない（人手不足ではなく多くの原因がある） ・交通費変更に関する対応（交通費請求書の提出訂正依頼、問合せ対応） ・前金払請求を2ヵ月分まとめて提出すると、謝金の支払いも遅れる 【改善された点】 ・出退勤管理者開始（日報・出勤簿の作成、提出・訂正依頼の伝言） ・従事者からのご意見・問合せ関連の連絡が減った ・パートの業務量増加に伴いパソコン1台購入（計2台）
R2/4～ R2/5	松金 パート1名	【月々の業務（残務処理）】 ・謝金の支払い（R2/2～R2/3月分計算・振り込み依頼・郵送） ・清算金支払い関連書類の作成 【精算払請求】 ・R2/1～R2/3分の精算払請求書の補正 【問題点】 ・請求に関する人件費・事務費・管理費について確認作業が増えた （H31/4～R2/3分） ・出退勤管理者について請求書類の作り直しとなった
R2/6～ R2/7	松金 武村 (チェック)	【月々の業務（残務処理）】 ・清算金支払い（H31/4～R2/3分計算・振り込み依頼・郵送） 【精算払請求】 ・経営支援課からの問い合わせに対応

3. そ の 他

- ・貴重な経験をさせていただきありがとうございました。
- ・経営支援課とのやり取りは、複数人で行い、書面に残す必要があったと感じました。
- ・必要書類について、提出前に経営支援課に確認できると“提出⇔補正⇔訂正”のやり取りが減り時間短縮になる
 と思います（必要書類は増えていくがひな形等がないため）。
- ・従事者からのご意見・問合せ窓口を明確にし、共有する必要があると感じました（意見・問合せ多数。間違っ
 た情報を防ぐ為）。
- ・MLを読んでいない従事者のための対策が必要だと感じました（書類作成期限・書き方・注意点の周知の為）。
- ・個人で作成した書類は、請求事務に提出する前にチェックする体制が必要だと思いました（請求事務に提出され
 る書類が整っていると大幅な時間短縮となる為）。
- ・出勤簿・日報等提出書類の重要性を従事者に初めによく説明する必要があると思いました（人件費請求は「誰が」
 「いつ」「どこで」「何時間」従事したかが重要であるが、「日付」「曜日」「時間」「氏名」関連の記載の誤りが非常
 に多く請求までに時間がかかる為）

例（出勤簿・日報・交通費請求書・利用証明書関連）：

- ・日付・曜日・開始時間・終了時間・休憩時間の記載の誤り
- ・各書類で日付・時間が異なる
- ・領収書と従事時間が合わない（事情がある場合を除く）
- ・提出期限を過ぎても提出していただけない

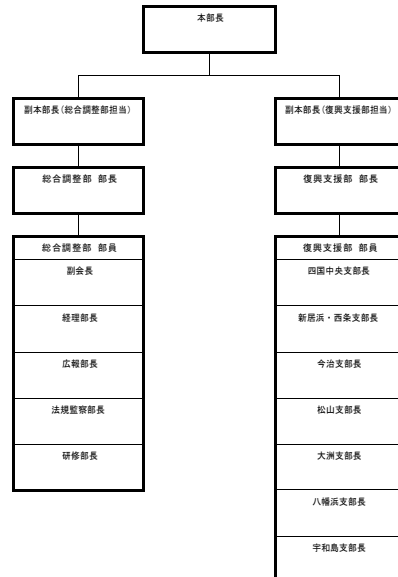
《文責／謝金・経費精算管理チーム 松金 佐季》

I 災害対策本部の設置と活動

愛媛県行政書士会災害対策本部設置に関する規則

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、愛媛県行政書士会（以下「本会」という。）会則施行規則第34条の規定に基づいて設置する災害対策本部について必要な事項を定める。
- 2 本会は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害の発生に際し、必要な情報を収集して、被災した本会の会員及び被災自治体を支援する事業を行うため、災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することができる。
- (組織)
- 第2条 対策本部は、会長、各副会長、各部長及び各支部長で組織し、次の役員を置く。
- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- 3 本部長は、会長をもって充て、対策本部の事業を総理する。
- 4 副本部長は、副会長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。
- 5 対策本部には、次の部、役職を置くことができる。
- (1) 総合調整部 部長、副部長、部員
- (2) 復興支援部 部長、副部長、部員
- 6 前項の構成及び役職に充てる者は、本部長が定める。
- (事業)
- 第3条 対策本部は、前条に定める部を置いたときは、次に定める事業を行う。
- 一 総合調整部
- イ 被災地の本会会員への安否確認、支援協力、助言及び指導
- ロ 日本行政書士会連合会及び各関係機関並びに各団体等との連絡調整
- 二 復興支援部
- イ 自治体との被災者支援協力に関する協定に基づく協力要請への実施対応
- ロ 被災者の復興支援に係る手続及び相談業務
- ハ その他被災者支援に必要な事業
- 2 本部長は、本条に定めるほか、必要に応じて事務分掌を定めることができる。
- (会議)
- 第4条 対策本部会議は、本部長が必要に応じて招集するものとする。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部の構成員以外の人に対し、対策本部会議への、意見報告等の陳述を求めることができる。
- (経費及び日当)
- 第5条 対策本部会議の経費及び日当は、本会経費規則を適用する。
- (雑則)
- 第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、対策本部において別に定めることができる。
- 附 則
- この規則は、平成28年9月26日（理事会承認の日）から施行する。

愛媛県行政書士会 災害対策本部 組織図



※職務の性質上、部を横断して業務の指示を行う場合があることをご理解願います。

愛媛県行政書士会災害対策規則

- 第1章 総則
- (趣旨)
- 第1条 愛媛県行政書士会（以下「本会」という。）に、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「震災等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、本会災害委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 本会の会長（以下「会長」という。）は、震災等の発生に際し、情報を収集して、被災した本会の会員及び被災自治体を支援する事業を行うために必要と判断した場合、本会災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- 3 前項の対策本部について必要な事項は、本会防災マニュアルで定める。
- 4 この規則は、委員会及び対策本部について必要な事項を定める。
- 第2章 委員会
- (事業)
- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。
- 一 防災に関する知識の普及
- 二 地震等に対する災害予防
- 三 防災マニュアルの策定
- 四 防災に関する資料の収集
- 五 その他必要な事項
- (会員及び職員の責務)
- 第3条 本会の会員（以下「会員」という。）及び職員は、委員会の目的を達成するため、委員会の諸活動に積極的に参加するものとする。
- (委員)
- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- 一 会長
- 二 各副会長
- 三 防災士資格を持つ会員 若干人
- 2 前項第三号の委員は、会長が選考の上委嘱する。
- (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務担当副会長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (招集)
- 第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。
- (議長)
- 第7条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

- (定足数)
- 第8条 委員会は、構成員の2分の1以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長が、緊急に開催する必要があると判断したときは、この限りでない。
- (議決)
- 第9条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。ただし、委員長は、議決に加わることができる。
- 2 前項において可否同数の場合は、議長が決するところによる。
- 第3章 雑則
- (経費等)
- 第10条 委員会及び対策本部会議の経費及び日当は、本会経費規則を適用する。
- (改廃)
- 第11条 この規則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

- 附 則
- 1 この規則は、令和元年9月20日（理事会承認の日）から施行する。
- 2 愛媛県行政書士会災害対策本部設置に関する規則（平成28年9月26日施行）は、廃止する。
- 附 則
- この規則は、令和2年5月1日から施行する。（令和2年3月20日理事会承認）
- 附 則
- この規則は、令和2年12月24日（理事会承認の日）から施行する。
- 附 則
- この規則は、令和3年度定時総会の終結後から施行する。（令和3年3月12日理事会承認）

Ⅱ 罹災証明支援活動

様式第2号（第5条関係）

罹災証明交付申請書

年 月 日

期

1 申請者の情報（代理人の場合は、代理人の情報）

姓 名	〒
フリガナ	
氏 名	
電話番号	〒

2 罹災証明の申請内容

罹災年月日	年 月 日
罹災物件の区分	住宅 ・ 店舗 ・ 事務所 ・ 家財 ・ その他（ ）
罹災者との関係	所有者 ・ 借主 ・ 居住者 ・ その他（ ）
罹災者の住所（被災者の住所）	期
フリガナ	
罹災者の氏名	期
罹災者の生年月日	年 月 日
罹災発生場所	
罹災経路の構造	普通 ・ 特殊
罹災の原因	水災 ・ 震災 ・ 地震 ・ 落石 ・ その他（ ）
罹災の程度	全壊 ・ 半壊 ・ 一部倒壊 ・ 床上浸水 ・ ・ 床下浸水 ・ その他（ ）
必要な数	通
備 考	

※印の欄目については、申請者と異なる場合のみ記入すること。

様式第4号（第5条関係）

罹災届出証明書

申請者	姓 名	
	氏 名	
罹 災 者 姓 名		
罹 災 日 時		
罹 災 地 所		
罹 災 程 度		
罹 災 届 出		

上記のとおり、罹災届出があったことを証明します。

平成 年 月 日

印

愛媛県行政書士会では平成30年7月豪雨災害における被災者の支援業務を行います

～「災害時における被災者支援に関する協定」に基づく支援開始について～

愛媛県行政書士会(所在地：愛媛県松山市錦町98番地1 会長 山本大樹)は、この度の平成30年7月豪雨災害により被災された県内各市町について「災害時における被災者支援に関する協定」に基づく支援を開始します。

■支援を行う自治体（平成30年7月13日現在）

- ・松山市 本庁舎5階「罹災証明発行窓口」
- ・宇和島市 本庁舎及び吉田支所

■被災者支援の内容

- ・松山市 平成30年7月14(土)～ 9時から17時まで
1)罹災証明発行についての相談
- ・宇和島市 平成30年7月17日(火)～ 9時から16時まで
1) 罹災証明発行手続き支援
2) 罹災証明発行に関する相談

※被災者支援員につきましては、各所2名を配置しております

■その他の自治体について

各自治体より支援要請があり次第、同様に対応します。

■団体概要

商号 : 愛媛県行政書士会
代表者 : 会長 山本 大樹
所在地 : 〒790-0877 愛媛県松山市錦町98番地1
業種 : 団体・連合会・官公庁・自治体
URL : <http://www.e-gyosei.or.jp/>

【本リリースに関するお問い合わせ先】

愛媛県行政書士会 事務局
〒790-0877 愛媛県松山市錦町98番地1
電話 : 089-946-1444 FAX : 089-941-7051
<http://www.e-gyosei.or.jp/>

受援行発第 154 号
平成30年8月28日

愛媛県行政書士会
会員 各位

愛媛県行政書士会
会長 山本 大樹

「愛媛県中小企業等グループ施設等復旧支援事業（愛媛県グループ補助金）」
における一次審査等業務受託時における支援協力について

拝啓 貴職におかれましては、平素より本会事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成30年7月豪雨に対し、各市町から要請のあった支援につきましては、8月31日をもって終了する運びとなりました。支援に入りました会員の皆様には、大変お世話になり感謝の言葉もございません。

さて、当会では被災者の生活再建に協力すべく愛媛県と協議を進めておりますが、現在各市町から被災者に対して次々と義援金、補助金等が出てきております。その中で、中小企業に向けて「愛媛県中小企業等グループ施設等復旧支援事業（愛媛県グループ補助金）」が適用されることは、連日新聞等で報道されているとおりです。愛媛県グループ補助金は愛媛県が申請窓口となりますが、愛媛県と今回の災害に関して協議を進める中で、この補助金の一次審査等の業務を本会に委託したい旨の打診がありました。このことは、8月25日付愛媛新聞に記事として掲載（同封資料参照）されているところですが、本会が業務を受託し、業務に入っている会員に対しては、本会より所定の旅費相当をお支払いする形での受託を検討しております。

この受託の可否について、平成30年9月4日に第3回理事会を開催し協議する予定ですが、理事会において業務受託が可決承認された際には、直ちに業務に派遣する会員を募集する必要があります。そこで愛媛県には会員へ事前周知することの承諾を得て、このご案内を送付しています。

理事会にて業務受託承認後は直ちに業務に入っている会員を募集いたしますので、会員各位におかれましては、積極的な参加をお願いいたしたく、よろしく願い申し上げます。

敬具

受援行発第 170 号
平成30年9月7日

愛媛県行政書士会
会員 各位

愛媛県行政書士会
会長 山本 大樹(山印省略)
研修部長 島藤 昌明(山印省略)

グループ補助金研修及び受託業務説明会 開催のご案内

拝啓 平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、愛媛県内で「平成30年7月豪雨による災害」により被害を受けた事業主に対して「愛媛県グループ補助金」（以下「グループ補助金」）が交付されることが決定されました。愛媛県行政書士会では愛媛県からの要請をうけて、グループ補助金の要請業務について理事會承認され、正式な協約締結のため交渉に入っています。

愛媛県との間で正式な協約が締結されれば、参加された要請について多くの会員の皆様のご協力が必要となります。そこで下記の日程でグループ補助金研修を開催いたしますので、グループ補助金について研修を受けた上で、要請業務へのご参加を是非お願いいたします。

要請業務への参加は当該「グループ補助金研修」を受講していた方が優先的に採用する予定です。この研修は8月25日（平和島開催）のグループ補助金研修会の録画内容をDVD上映するものです。すでに開催済みのグループ補助金研修を受講済みの方も採用可能ですが、研修を複数回受講することも可能です。今後障害・東予でも同様の研修を予定しており、これらを受講していただいても構いません。

また、冒頭に今回の要請業務について説明を行います（約30分程度）。是非とも多くの会員が参加されよう、ご案内申し上げます。受講を希望される会員は、別紙受講申込書にご記入の上、ＦＡＸにて事務局までお申し込みください。資料の準備等がありますので、ＦＡＸは研修の前日までの前夜分（前日のみ）までお申込締切を有効とさせていただきます。

敬具

記

1. 日 時
(1) 平成30年9月13日（水）13：30～16：30（申込締切：9月12日）
(2) 平成30年9月20日（水）13：30～16：30（申込締切：9月19日）
(3) 平成30年9月29日（土）13：30～16：30（申込締切：9月27日）

2. 会 場
愛媛県行政書士会 3階 会議室

3. テーマ： 「グループ補助金」について
この研修は8月25日（平和島開催）のグループ補助金研修会の録画内容をDVD上映するものです。冒頭に今回の要請業務について説明を行います（約30分程度）。愛媛県からの要請業務への参加は当該「グループ補助金研修」を受講していた方が優先的に採用する予定です。

4. 受講申込方法
別紙受講申込書にて事務局までＦＡＸにてお申し込み下さい。 以上

受援行発第 号
平成30年9月12日

愛媛県行政書士会
会員 各位

愛媛県行政書士会
会長 山本 大樹

「愛媛県中小企業等グループ施設等復旧支援事業（愛媛県グループ補助金）」
における一次審査等業務受託の概要について

拝啓 貴職におかれましては、平素より本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、8月28日付にてＦＡＸで送信させていただきました「愛媛県中小企業等グループ施設等復旧支援事業」（以下、「グループ補助金」という）については、まだ交渉段階ではありますが、愛媛県より概要公表の承諾をいただきましたので、現時点における概要をお知らせいたします。ご協力可否判断の参考となれば幸いです。

記

(1) 受託業務の内容：以下のグループ補助金申請書類の審査業務

① 復興事業計画認定申請書 ② 補助金交付申請書
③ 同変更承認申請書 ④ 実績報告書
⑤ 精算払請求書 ⑥ 概算払請求書

(2) 審査業務の内容

① 書類記載内容のデータベース入力
② 関係要綱・要領、審査基準に基づく提出書類の形式審査（記載事項の不備、添付書類不足等の確認）
③ 提出書類の不備、不足等の補正指示及び助言
④ 審査状況等のデータベースへの入力
⑤ その他①～④に関連する業務一式

(3) 実施場所：大洲・宇和島（吉田）、西予（野村）の各オフィス

(4) 実施期間：契約日から平成31年3月29日まで（開庁日）の午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 旅費日当：災害時における被災者支援に関する協定に基づく支援員旅費規則に準ずる形で検討中。（交通費に上限を設ける場合があります）

(6) 応募条件：本会が実施するグループ補助金に関する研修の受講者（中途退席者は不可）

以上

※現在対象となる研修は8/25宇和島市、9/5・6大洲市、9/13・20・29松山市で実施した（する）研修（今後とも各地での開催を検討中）

なお、研修を受講済みで、審査業務に従事をご希望の方は別紙にて事前登録の申し込みをいただければ幸いです。（必ずしも受託業務への派遣を保証又は強制するものではありません。）

被災された事業者様へ このたびは謹んでお見舞いを申し上げます。

平成 30 年度愛媛県グループ補助金のお手続きの流れ

グループ補助金は、①代表者がまとめる「グループ作り」と
②各事業者様による「補助金申請」の 2 段階に分かれます。

<各事業者様のお手続き>

8 月～ 参加するグループのご相談 ①

※ご所属の経済団体・業界団体、お取引のある金融機関、ご
所在の市町、県担当課へご相談ください。

9 月 3 日～ 代表者の方からグループのご申請 ①

(随時：9/28 第 1 次締切、以後毎月末締切予定)

※代表者の方が窓口にて「グループ全体の共同事業の計画」
と「各事業者様の施設・設備の復旧計画」を取りまとめ
て提出します(各事業者様は、復旧される予定の施設・
設備を列記してください)。

【概ね 1 か月後：県の第三者委員会でグループを認定】
(グループの認定後)

10 月～ 各事業者様から補助金のご申請 ②

(随時)

※各事業者様が窓口にて申請書をご提出ください。

【毎月末予定：四国経済産業局の審査後、交付決定】
なお、大変恐縮ですが、補助金の交付決定後も、
「実績のご報告」と「精算払のご請求」の 2 つの手続き
が必要になります。

詳しくは上記の相談先までご相談ください。

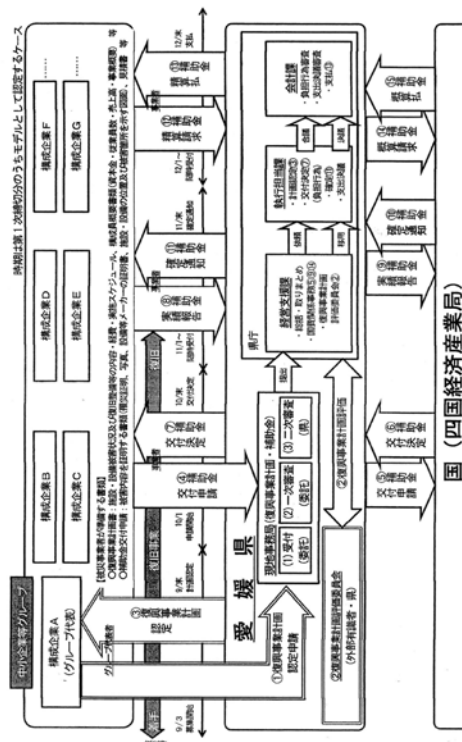
以上の手続きが終了しますと、「補助金の精算払」となります。

今年度は、来年 3 月まで手続きを継続します。

平成 31 年度も国に対し、補助金の継続を要望して参ります。

皆様の一刻も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

愛媛県グループ補助金 グループ認定から補助金交付までの流れ



様式第 1 号 (第 5 条関係)

愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

中小企業等グループ代表者

住 所

名 称

代表者名

印

連絡先

住 所

名 称

担当者職氏名

T E L

/ F A X

/ E-mail

愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における復興事業計画について関係
書類を添えて申請します。

記

1 中小企業等グループの名称

2 事業計画の目的

3 事業計画に要する経費

事業に要する経費	金	円
補助金申請予定額	金	円
その他(自己資金等)	金	円

4 中小企業等グループの参加企業数

企業・団体数	社
(中小企業者)	社
(中小企業者以外)	社

○添付書類

□ (別紙 1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画書

□ (別紙 2) 事業者別復興事業計画書

□ (別紙 3) 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿を添付)

□ 被災証明書の写し(交付を受けていない場合は、施設及び設備の被害状況がわかる写真や参考資料)

□ 会社概要が確認できるもの(補助金交付申請を予定していないグループ内の構成員のみ)

□ 所在市町の同意書(商店街型で「商業機能の復旧促進のための事業」を行う場合)

【新分野事業を行う場合】

□ 認定経営革新等支援機関による確認書

□ その他知事が必要と認める資料

別紙 2

書類番号

※記入不要

事業者別復興事業計画書

グループ名:

事業者名	所在地	資本金	従業員数	人(人)
業 種	製造業・その他の業種	卸売業	小売業	サービス業
事業者区分	中小企業者	中堅企業	大企業	みなし中堅企業
担当者	住所	所属・役職・氏名	電話番号/FAX	E-Mail

2 豪雨災害による被害状況及び復旧整備の内容

(1) 施設	
施設区分	所有区分
施設名	所在地
種類・構造	用途
被害概要	延床面積
復旧整備区分	修理・修繕
見積事業者名	見積金額
備考	

(2) 施設	
施設区分	所有区分
施設名	所在地
種類・構造	用途
被害概要	延床面積
復旧整備区分	修理・修繕
見積事業者名	見積金額
備考	

施設の被害額の合計(万円)

施設の復旧整備額の合計(万円)

施設の補助金要請額の合計(万円)

別記第1号様式（第6条関係）

年度愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

（申請者）
住 所
名称（氏名）
代表者職氏名 印

年度において、愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を下記により実施したいので、愛媛県補助金等交付規則第4条の規定により愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。
なお、補助事業計画書及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
（1）補助事業に要する経費 金 円
（2）補助金交付申請額 金 円（千円未満切り捨て）

2 補助事業の目的及び概要
（別紙「補助事業計画書」とのり）

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
（別紙「補助事業計画書」とのり）

4 補助事業完了予定期日
年 月 日

グループ名：「 」
認定番号：「 」

グループ補助金交付申請用チェックリスト

申請者名：_____

資料 番号	提出書類	提出 区分	様式等	チェック欄		
				申請者	受付	審査結果
1	グループ補助金交付申請用チェックリスト	必須	本紙	□有	□	□
2	愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付申請書	必須	県 HP 掲載	□有	□	□
3	補助事業計画書	必須	県 HP 掲載	□有	□	□
4	【法人】①現在事業証明書（商業登記） 【個人】②住民票謄本 ※共有財産の場合は共有者全員分が必要です。	※1	①は法務局 ②は市町	□有 □変更なし	□	□
5	【法人】③取締役会決議し、開会記録簿に記録簿を 【個人】④印鑑証明書の写し及び印鑑	必須	—	□有	□	□
6	納税証明書（愛媛県税未納なしの証明） ※共有財産の場合は共有者全員分が必要です。	必須	納税額を証明 で取得	□有	□	□
7	暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿	※1	県 HP 掲載	□有 □変更なし	□	□
8	【法人】貸借対照表及び損益計算書 【個人】貸借対照表の写し及び収支計算書	必須 ※2	—	□有	□	□
9	口座振替申込書兼後援者登録票	必須 ※3	県 HP 掲載	□有	□	□

※1 復興事業計画認定申請時から変更がある場合に提出してください。
※2 交付申請時から最低1年分を提出してください。
※3 金融機関で口座振替先記載内容の確認を受けたことを証明するため、金融機関確認印欄に確認印を押し
ていただくか、もしくは通帳の写し（預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人（カナ
表示）が印字された部分）を併せて提出してください。

1 施設の新築 ※施設の修繕がない場合は、2の「施設の修繕（修繕）」へ

資料 番号	提出書類	提出 区分	様式等	チェック欄		
				申請者	受付	審査結果
10	現在事業証明書（建物）	※1	法務局 で取得	□有 □変更なし	□	□
11	固定（償却）資産台帳	任意	任意	□有 □変更なし	□	□
12	購入先等第三者の記録 （売買契約書、修理・点検記録など）	※2	任意	□有 □記録簿	□	□
13	市町が発行する固定資産課税証明書	※2 の場合	市町 で発行	□有 □記録簿	□	□
14	賃貸借契約書の写し	※3	任意	□有 □自己所有	□	□
15	①罹災（被災）証明書の写し、または、 ②罹災（被災）証明書が提出できない理由書	※4	①は市町 ②は県 HP	□有 □提出済み	□	□
16	平成30年7月豪雨災害による被災を証 する書類	※5	任意 ※5用紙に 捺印（貼付）	□有 □記録簿	□	□
17	被災状況が分かる写真（カラー）	※4	任意 ※4用紙に 捺印（貼付）	□有 □提出済み	□	□
18	見積書一覧表（施設）	必須	県 HP 掲載	□有	□	□

資料 番号	提出書類	提出 区分	様式等	チェック欄		
				申請者	受付	審査結果
19	工事の詳細見積書の写し ※2事業者以上	※6	任意	□有 □1者のみ	□	□
20	見積書不足理由書	※7	県 HP 掲載	□有 □2者あり	□	□
21	補助対象施設の現状状況表	必須	県 HP 掲載	□有	□	□
22	按分積算説明書	※8	県 HP 掲載	□有 □区分なし	□	□
23	位置図及び敷地内配置図	必須	任意	□有	□	□
24	施設の用途・構造・面積が分かる詳細 平面図等	必須	任意	□有	□	□
25	被災箇所・写真位置を示した平面図等	必須	任意	□有	□	□
26	施工予定箇所を示した平面図等	必須	任意	□有	□	□
27	被災箇所・修繕箇所を明示した立面図	※9	任意	□有	□	□
28	火災保険等の申請施設を対象とした保険の内 容、保険料が分かる書類及び火災保険金等計算書	任意 ※10の場合	任意	□有 □保険なし	□	□
29	保険金受償額按分計算書	※10	県 HP 掲載	□有 □保険なし	□	□
30	共有者全員からの同意書（施設）	※11	県 HP 掲載	□有	□	□
建替えを行う場合は、上記に加えて、以下の書類が必要です。（建替 → □有 □無）				□有	□有 □無	
31	新施設の位置図及び敷地内配置図	必須	任意	□有	□	□
32	新施設の用途・構造・面積が分かる詳細 平面図や立面図等	必須	任意	□有	□	□
33	大規模修繕、または、全壊判定の罹災 証明書等	※12	—	□有 □記録簿	□	□
34	自社で復旧工事を行った場合は、資料番号10～30（建替えの場合は31～33も含む）に加えて、 以下の書類が必要です。			□有	□有 □無	

※1 復興事業計画認定申請時から変更がある場合に提出してください。
※2 固定（償却）資産台帳がない場合に提出してください。
※3 施設の所有者と使用者が異なる場合に提出してください。
※4 提出済みの場合は不要です。
※5 罹災（被災）証明書を提出できない場合に提出してください。
※6 30万円を超えない現物については、1者の見積書でも構いません。また、既に復旧工事が終了した
りて見積書がない場合は、請求書及び領収書を提出してください。
※7 2事業者以上からの工事の詳細見積書の提出ができればいい場合に提出してください。
※8 非事業用施設、対象外店舗、床面積の増減がある場合など、按分計算が必要な場合に提出してください。
※9 外壁の修繕がある場合に提出してください。
※10 保険金受償対象物件としての保険受償金額がわかる場合は、提出不要です。
※11 共有財産に係る交付申請の場合に提出してください。
※12 建築士による建物被災状況報告書による大規模修繕、または、全壊相当判定でも結構です。また、建替
えが修繕よりも安価のため建替えを行う場合は、修繕の見積書及び安価となる理由書が必要です。

2 施設の修繕（修繕） 施設の修繕（修繕）がなく、部分修繕がある場合は、3の「部分修繕（修繕）」へ

資料 番号	提出書類	提出 区分	様式等	チェック欄		
				申請者	受付	審査結果
35	固定資産課税台帳	※1	市町 で発行	□有 □変更なし	□	□
36	固定（償却）資産台帳 ※固定資産課税台帳に反映していない書類がある場合	※1	任意	□有 □変更なし	□	□
37	購入先等第三者の記録 （売買契約書、修理・点検記録など）	※2	任意	□有 □記録簿	□	□
38	①罹災（被災）証明書の写し、または、 ②罹災（被災）証明書が提出できない理由書	※3	①は市町 ②は県 HP	□有 □提出済み	□	□
39	平成30年7月豪雨災害による被災を証 する書類	※4	任意 ※4用紙に 捺印（貼付）	□有 □記録簿	□	□
40	被災状況が分かる写真（カラー）	※5	任意 ※5用紙に 捺印（貼付）	□有 □提出済み	□	□
41	見積書一覧表（設備）	必須	県 HP 掲載	□有	□	□
42	工事の詳細見積書の写し ※2事業者以上	※6	任意	□有 □1者のみ	□	□
43	見積書不足理由書	※7	県 HP 掲載	□有 □2者あり	□	□
44	被災設備の配置図 ※修繕がある場合は新設配置図	必須	任意	□有	□	□
45	火災保険等の申請施設を対象とした保険の内 容、保険料が分かる書類及び火災保険金等計算書	任意 ※10の場合	任意	□有 □保険なし	□	□
46	保険金受償額按分計算書	※8	県 HP 掲載	□有 □保険なし	□	□
47	共有者全員からの同意書（設備）	※9	県 HP 掲載	□有	□	□
48	リース料金の算定根拠説明書	リース の場合	県 HP 掲載	□有 □リースなし	□	□
入替（置替）を行う場合は、上記に加えて、以下の書類が必要です。（入替 → □有 □無）				□有	□有 □無	
49	①設備が修繕（修理）不可であることの証 明書、または、 ②修繕（修理）より入替が安価である証明書	必須	任意	□有	□	□
50	設備比較説明書	必須	県 HP 掲載	□有	□	□
51	新旧設備のカタログ	※10	任意	□有 □記録なし	□	□
車両の復旧を行う場合は、資料番号35～48（入替の場合は49～51も含む）に加えて、以下の書類 が必要です。（車両の復旧 → □有 □無）				□有	□有 □無	
52	自動車検査証（車検証）の写し	必須	—	□有	□	□
53	事業用のみに用いたことの確認書類	※11	—	□有	□	□
54	永久抹消登録を証明する書類	※12	—	□有 □記録なし	□	□
自社で復旧工事を行った場合は、資料番号35～48（入替の場合は49～51も含む）に加えて、 以下の書類が必要です。（自社復旧 → □有 □無）				□有	□有 □無	
55	原価証明書等 ※申請者自身の利益を除くため、譲渡原価で あることを証明する必要があります。	必須	任意	□有	□	□

※1 復興事業計画認定申請時から変更がある場合に提出してください。
※2 固定資産課税台帳や固定（償却）資産台帳がない場合に提出してください。

- ※3 設備が施設内にある場合は、施設の罹災証明書（被災証明書）でも結構です。
 ※4 罹災（被災）証明書が提出できない場合に提出してください。
 ※5 提出済みの場合は不要です。
 ※6 30万円を超えない取扱いについては、1書の見積書でもかまいません。また、既に復旧工事が終了したため見積書がない場合は、請求書及び領収書を提出してください。
 ※7 2事業者以上からの工事の詳細見積書の提出ができない場合に提出してください。
 ※8 当該書交付対象物件ごとの損壊受償金額がわかる場合は、提出不要です。
 ※9 共有財産に係る交付申請の場合に提出してください。
 ※10 新カテゴリーは必須です。旧カテゴリーがない場合はご相談ください。
 ※11 車両が外形的に業務上使用されていることが明確であることを確認するため、車体に企業名が明示されていることのほか、運行記録や業務日報など業務の用に供していたことを証する書類等の提出が必要です。詳細は、「グループ補助金による車両の取扱いについて（※HP掲載）」をご確認ください。
 ※12 登録事項等証明書、使用済自動車引取証明書、「自動車リサイクルシステム」の「使用済自動車処理状況換票」を使用し、該当車両の登録・処理状況画面を印刷したもののいずれかを提出してください。提出できない場合は、「別」に示す愛媛県の取扱い（※HP掲載）を参照のうえご相談ください。

資料番号	提出書類	提出区分	様式等	チェック欄		
				申請書	交付	審査担当
新分野事業	新分野事業の場合は、上記に加えて、以下の書類が必要です。（※分分野事業 → □有 □無）			□有 □無のみ	□有 □無	
	56 現状回復工事の見積書 ※2 事業者以上	必須	任意	□有 □1書のみ	□有 □無	
	57 見積書不足理由書	※1	※HP掲載	□有 □2書あり	□有 □無	
	58 新分野事業に係る経費の比較表	必須	※HP掲載	□有	□有 □無	
	59 認定経営革新等支援機関による確認書	※2	※HP掲載	□有 □変更なし	□有 □無	

- ※1 2事業者以上からの工事の詳細見積書の提出ができない場合に提出してください。
 ※2 復興事業計画認定申請時から変更がある場合に提出してください。

※チェック欄の「交付」「審査担当」欄は、黒枠で記載します。

別記第9号様式（第15条関係）

年度愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
実績報告書

年 月 日

愛媛県知事

様

（補助事業者）

住 所

名称（氏名）

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知に基づき、年度愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を実施したので、愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 補助事業実績書
- 2 知事が必要と認める書類

グループ名：「
認定番号：「

グループ補助金実績報告用チェックリスト

事業者名：_____

以下の書類は、実績報告を提出する全ての事業者に提出いただく書類です。

資料番号	提出書類	提出区分	様式等	チェック欄		
				申請書	交付	審査担当
1	グループ補助金実績報告用チェックリスト	必須	本紙	□有	□有	□有
2	愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業実績報告書	必須	※HP掲載	□有	□有	□有
3	補助事業実績書	必須	※HP掲載	□有	□有	□有
4	経費精算書（内訳書）	必須	※HP掲載	□有	□有	□有
5	経費管理台帳	必須	※HP掲載	□有	□有	□有
6	補助対象施設の利用状況表（施設の場合）	※1	※HP掲載	□有 □有（変更）なし	□有 □有	□有 □有
7	区分経費証明書（施設の場合）	※1	※HP掲載	□有 □有（変更）なし	□有 □有	□有 □有
8	受領保険金等に関する契約書	必須	※HP掲載	□有	□有	□有
9	経費金等支払関係書類等の写し	添付必須の場合	—	□有 □有（変更）なし	□有 □有	□有 □有
10	認定資産評価証明書（原本） （提出した施設・設備が掲載されたもの）	※2	市町村 で発行	□有 □有（変更）なし	□有 □有	□有 □有
11	認定（複製）資産台帳（原本） （提出した施設・設備が掲載されたもの）	※2	結果	□有	□有	□有
12	認定資産証明書（原本） （提出した施設・設備が掲載されたもの）	必須	添付必須で取得	□有 □有（変更）なし	□有 □有	□有 □有
13	賃貸借（リース）契約書等の写し（復旧後）	※3	—	□有 □有なし	□有 □有	□有 □有
14	リース料金の支払明細書（復旧後） （リース物件の提出がある限りリース会社が提出）	リースの場合	—	□有 □有なし	□有 □有	□有 □有
15	提出した見積書の写し （提出した施設・設備の内容が分かるもの）	※4	—	□有 □有（変更）なし	□有 □有	□有 □有
16	新分野事業に係る経費の比較表	※1	※HP掲載	□有 □有（変更）なし	□有 □有	□有 □有
17	契約書（もしくは発注書）の写し	必須	—	□有 □有なし	□有 □有	□有 □有
18	【施設】完成（竣工）、写真 【設備】部品（写真）写真	必須	—	□有 □有	□有 □有	□有 □有
19	完成後の写真（立面図、平面図等）、仕様書等の写し	※1	—	□有 □有（変更）なし	□有 □有	□有 □有
20	施設・設備の配置図	※1	—	□有 □有	□有 □有	□有 □有
21	【施設】完成図（完了報告書・完了図・竣工図） 【設備】部品書	必須	—	□有 □有	□有 □有	□有 □有
22	請求書・領収書（領収書は、領収書控え） （領収書の提出がある限り領収書控えを提出してください）	必須	—	□有 □有	□有 □有	□有 □有
23	復旧事業実施体制資料	必須	※HP掲載	□有 □有なし	□有 □有	□有 □有
24	経費証の写し	※5	—	□有 □有なし	□有 □有	□有 □有
25	得意保証書、滞り保証書の控え、運行記録・業務日報の写し	※5	—	□有 □有なし	□有 □有	□有 □有
26	車庫の表示が確認できる写真	※6	—	□有 □有なし	□有 □有	□有 □有

- ※1 交付申請時から変更がない場合は提出不要です。
 ※2 申請期間中に限り証明書や台帳が発行されない場合はその旨を（※HP掲載）と、後日、証明書や台帳が発行された際に提出してください。なお、認定資産評価証明書に掲載されていない設備については提出不要です。
 ※3 貸主と借主（使用料）が異なる場合に添付してください。なお、見積書は提出した施設・設備の内容が分かるものを提出し、別紙等に記入している場合は併せて提出してください（経費精算内訳書の内容を確認する必要があります）。
 ※4 車両の入庫がある場合に添付してください。
 ※5 車両の入庫がある場合、復旧後、車両の写しを（※HP掲載）と、後日、証明書や台帳が発行された際に提出してください。なお、認定資産評価証明書に掲載されていない設備については提出不要です。
 ※6 グループ補助金による車両の取扱いについて（※HP掲載）を参照のうえご相談ください。

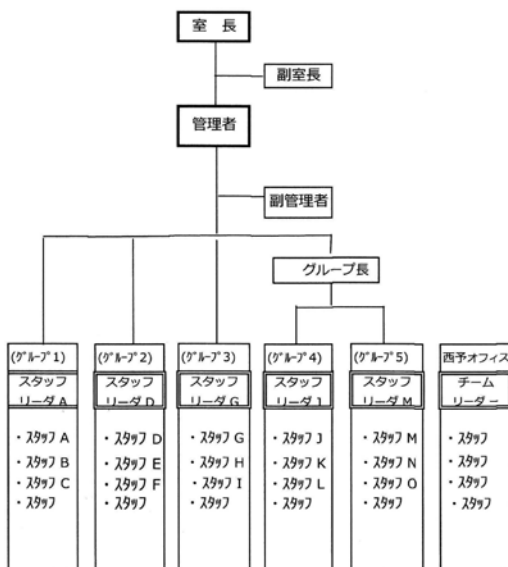
※チェック欄の「交付」「審査担当」欄は、黒枠で記載します。

シフト希望表											
氏 名		所属科		希望シフト		休 日		希望シフトに付いてない日又は希望、希望科に付いてない日		希望科に付いてない日又は希望	
月	一	二	三	四	五	六	日	一	二	三	四
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		

	27 (月)	28 (火)	29 (水)	30 (木)	31 (金)	1 (土)	2 (日)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11	27 (月)	28 (火)	29 (水)	30 (木)	31 (金)	1 (土)	2 (日)
12							
13							
14	27 (月)	28 (火)	29 (水)	30 (木)	31 (金)	1 (土)	2 (日)
15							
16							
17							
18	27 (月)	28 (火)	29 (水)	30 (木)	31 (金)	1 (土)	2 (日)
19							
20							
21	27 (月)	28 (火)	29 (水)	30 (木)	31 (金)	1 (土)	2 (日)
22							
23							
24	27 (月)	28 (火)	29 (水)	30 (木)	31 (金)	1 (土)	2 (日)
25							
26							
27	27 (月)	28 (火)	29 (水)	30 (木)	31 (金)	1 (土)	2 (日)
28							
29							
30	27 (月)	28 (火)	29 (水)	30 (木)	31 (金)	1 (土)	2 (日)
31							
32							
33							

[illegible][illegible]

2019.3.31時点
松山オフィス 組織及び職務分掌



※グループ化の目的と役割

業務処理の統一とともに安定化、円滑化及び効率化を図る。情報・データの集約、一本化と共有。
参加メンバーの仕事量の平準化、預り申請書類の安全保有と管理。

<個別役割>

- 室長**
※オフィス内呼称と役割設定
(組織整備上の呼称)
組織を代表し業務進捗を把握管理して会長に適宜これを報告するとともに業務推進のため、会長を補佐し、県当局との重要協議等打合せを行う。
また、軽微な県当局との協議については会長の指示のもとに、副室長、管理者を伴ってこれを行う。当会受託業務全般責任者。
- 副室長**
室長を補佐し、又管理者と伴にシフトの作成、業務運営と管理調整を行う。
- 管理者**
副管理者、グループ長、スタッフリーダー等からの業務進捗報告を受けて、これを管理取り纏めし、適宜、副室長若しくは室長に報告。松山ワイス 全体把握、運営管理。
- 副管理者 (管理者補佐)**
業務処理としての審査入力基準管理を行うものとし、グループ長、スタッフリーダーとともに円滑な業務推進を図る。業務進捗状況や協議事項等の把握や調整を行い、これを管理者に報告する。
- グループ長**
※ 審査・入力業務及びスタッフリーダーやスタッフの指導育成を行い業務の推進に努める。
(グループ長は松山ワイス内 業務分担呼称として位置付け。)
- スタッフリーダー**
審査・入力業務及びスタッフの指導育成を行い業務の推進に努める。
なお、スタッフとの質疑において単独判断処理できないときは、この旨、グループ長、副管理者、管理者に通報協議する。業務事項は全てスタッフリーダー間で協議するとともに共有する。
- スタッフ**
業務処理推進 (審査・入力処理)に努めるものとし、疑義が発生したときは速やかにスタッフリーダーと協議するものとする。
- チームリーダー (西予ワイス、H31/3取組設置)**
西予ワイス参加スタッフを取り纏め、ワイス要請業務の円滑な処理推進を図る。室長、管理者、上部組織に必要に応じ適宜業務動向等報告。

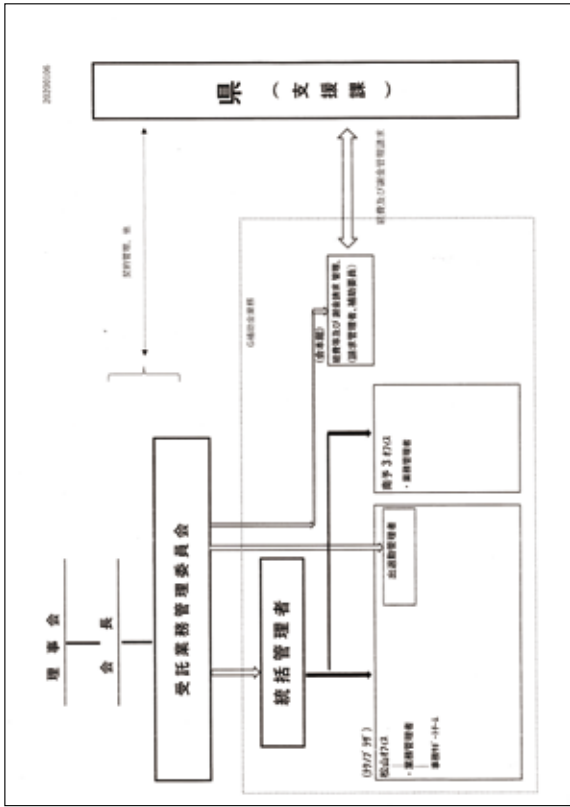
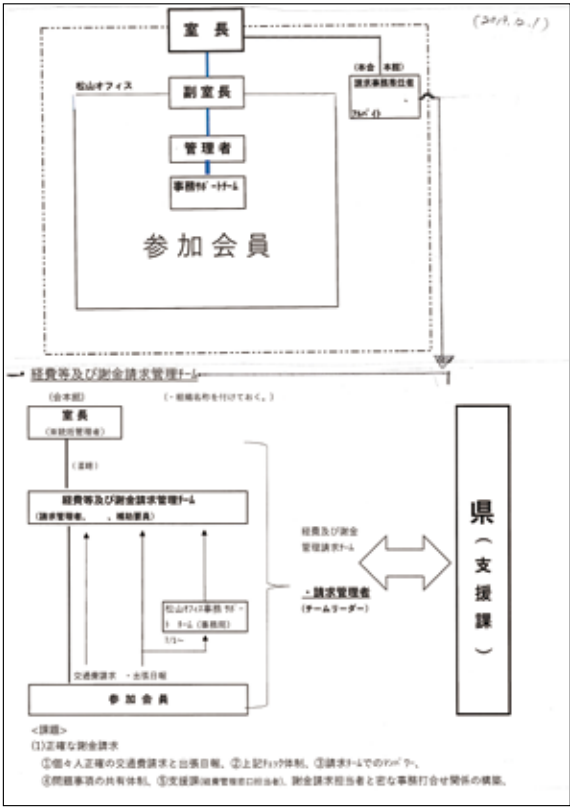
新規参加会員向け

研修プログラム (1~2日)

松山オフィス

	項目	内 容 等				時間	説明分担
1	松山オフィス総務管理事項	入退室、駐車場、PC使用、備品使用、他				0.5h	管理者 (副管理者)
2-1	受託業務経過と松山オフィス	受託業務経過、県支援課体制、当会組織対応				0.5h	同上
2-2	グループ補助金概要	全体概要 (取組開始～現在迄)	現在の状況	今後の見通し	他	0.5h	A先生
3	(補助金制度概要)	国、自治体の補助金制度の概要、他				0.5h	U先生
4-1	グループ申請 (認定1次)	グループ一次マニユアル資料 (流れ・フロー)	要件	添付書類	主な審査チェック項目等	1h	k先生
4-2	グループ申請 (認定1次) PC画面の見方と入力処理手続き	PC操作 「グループ補助金管理システム」				0.5h	
5	交付申請	交付申請マニュアル あらまし (実施のてびき)	同上	〃	〃	1h	N先生
6	交付申請 PC画面の見方と入力処理手続き	PC操作				0.5h	
7	車両取扱い	「車両復旧に係る取扱い について」				1.5h	K先生
8	実績報告 (3/19講習概要) 完了検査	支援課資料及びシステム会社 マニュアルに基づく				1.5h	N先生

※グループ補助金資料集及び1月追加資料等使用



出勤簿 月 日 ()					
① 実働時間は15分単位とし、出勤時間は切り捨て、退勤時間は切り捨てで計算します。 例 出勤時間 8:20 → 8:30 退勤時間 17:14 → 17:00					
氏 名	印	出勤時刻	退勤時刻	休 間	市労働時間 事務局記入
1		：	：	分	
2		：	：	分	
3		：	：	分	
4		：	：	分	
5		：	：	分	
6		：	：	分	
7		：	：	分	
8		：	：	分	
9		：	：	分	
10		：	：	分	
11		：	：	分	
12		：	：	分	
13		：	：	分	
14		：	：	分	
15		：	：	分	
合 計					
出勤管理者					印

愛媛県行政書士会

平成30年7月豪雨により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
私たち行政書士が、被災された事業者の皆さまの事業の復旧、復興、再開のお手伝いをします。

**グループ
補助金
交付申請は
お済み
ですか？**

グループ補助金とは、平成30年7月豪雨による
災害により被災された中小企業者等の皆さまの
施設・設備の復旧整備を支援するため、
復旧経費の一部を補助するものです。
愛媛県行政書士会は、愛媛県からグループ
補助金一次審査業務を受託しています。



無料相談会を
開催します

詳細はホームページ
をご覧ください。

<https://www.e-gyosei.or.jp/>
愛媛県行政書士会

愛媛県行政書士会

〒790-0877 松山市錦町198番地1 愛媛県行政書士会館
TEL 089-946-1444 FAX 089-941-7051

(無料相談会開催告知の新聞記事)

3. 無料相談会

事務連絡
平成31年1月22日

グループ補助金無料相談会
参加者各位

グループ補助金審査
松山オフィス
室長 山本 大樹

グループ補助金についての無料相談会開催について（通知）

初歩の頃、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、1月7日付受発新聞にて告知しました標記相談会について、下記のとおり開催いたします。松山オフィスにおいては、すでに勉強会を開催するなどスキルアップに努めていたのですが、この度の標記相談会には、別紙に記載の会員に相談員等としてご参加いただくことになりましたのでお知らせいたします。なお、当日の実施に係る連絡事項（集合時間、担当会場等）につきましても、別紙にてご確認ください。

今回の無料相談会が、中小企業の皆様からのグループ補助金交付申請の一助となることを願っています。

記

1. 日 時 平成31年1月26日（土）午前10時から午後3時まで

2. 場 所 ① 大洲会場（大洲市総合福祉センター 1階会議室）
大洲市大洲270番地1

↑

② 西予会場（野村公民館 1階講座室）
西予市野村町野村12号619番地1

↑

③ 宇和島会場（吉田公民館 第5会議室）
宇和島市吉田町東小路106番地

以上

別紙 **グループ補助金に関する無料相談会実施要領**

I 当日の集合場所及び集合時間（地元会員を除く）

1. 集合場所：松山オフィス臨時駐車場（松山周辺会員）
2. 集合時間：午前7時30分
※地元地区会員は担当会場に9時までに到着してください。

II 会場担当（順不同、敬称略、下線は地元地区会員）

- ① 大洲会場・・・秋山英司、山崎幸三、小西文子、宇藤可亮介、堀本昌恵
- ② 西予会場・・・窪田雅彦、岡田智紀、和田和也、高杉弘美、北本隆志
- ③ 宇和島会場・・・白石雅樹、渡辺英二、西村小夜子、小嶋聡、西江茂樹、横田哲子
※宇和島会場の西江茂樹と横田哲子については、12時30分で交代

III 各会場集合時間：午前9時（各会場共通）

IV 相談対応方法について

各会場ともブースを2箇所設置し、基本対応は松山オフィスの審査担当者が2名1組となって相談に対応してください。地元地区会員には、主に受付の対応をお願いしますが、適宜受付を交代して、無料相談にも入ってください。また、昼食時間（昼休み）は設けておりませんが、様子を見ながら各自交代で昼食をお取りください。

V 担当会場までの移動について（松山周辺会員のみ）

基本対応は松山オフィスに集まり、各会場への移動時間は以下のとおりとしますので、松山オフィスに集合後、それぞれの車に乗って会場まで移動してください。

なお、会場まで自身の運転又は公共交通機関等を利用しての移動をご希望される場合は事前に申し出てください。ただし、交通費については、松山オフィスまでの移動分のみ支給させていただきます。

- ① 大洲会場・・・県庁管理の車にて移動
- ② 西予会場・・・山本室長の車にて移動
- ③ 宇和島会場・・・市役所管理の車にて移動

VI 当日の昼食について

当日の昼食については、愛媛県グループ補助金一次審査業務委託に関する謝意状に基づき支給するものとし、内食時間は、松山周辺会員については、午前8時から午後5時（休憩時間60分を含む）まで、地元地区会員については、午前9時から午後4時まで（休憩時間60分を含む）、ただし、平日交付については休憩なし）とします。なお、松山周辺会員が自力移動の方の交通費については、500円とします。

VII その他の注意事項

- ・各会場とも、集合後に担当ブース設置等の準備をお願いします。
- ・相談員は服装を着用するとともに、男性会員についてはネクタイを着用してください。

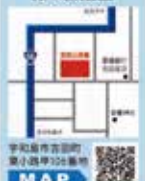
**グループ補助金について
無料相談会を行います**

開催日時
平成31年
1月26日
午前10時～午後3時

グループ補助金とは
グループ補助金とは、平成30年7月豪雨による災害により被災された中小企業等の皆さまの施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧経費の一部を補助するものです。

グループ補助金交付申請は
お済みですか？

宇和島会場
吉田公民館
第5会議室



MAP

西予会場
野村公民館
1階講座室



MAP

大洲会場
大洲市総合福祉センター
1階会議室



MAP

お問い合わせ先 **愛媛県行政書士会**
TEL:089-946-1444

お電話にて
事前予約
を行っています！

平成30年7月豪雨による災害に関する
グループ補助金申請
(グループ認定・補助金交付申請)は

※正式には「復興事業計画認定申請」「グループ補助金交付申請」といいます。

**お近くの
行政書士に
お任せください**

行政書士は、官公署等に提出する書類作成のプロフェッショナルです。グループ認定から補助金交付申請までトータルでお手伝いいたします。

お問い合わせ・ご相談はこちらどうぞ
愛媛県行政書士会
TEL:089-946-1444

愛媛県行政書士会

4. 吉田（宇和島）オフィス



(写真 宇和島市提供) 吉田支所

罹災証明やグループ補助金に私たち行政書士会が携わった吉田支所も、被災当初はこのような状況に驚きました。

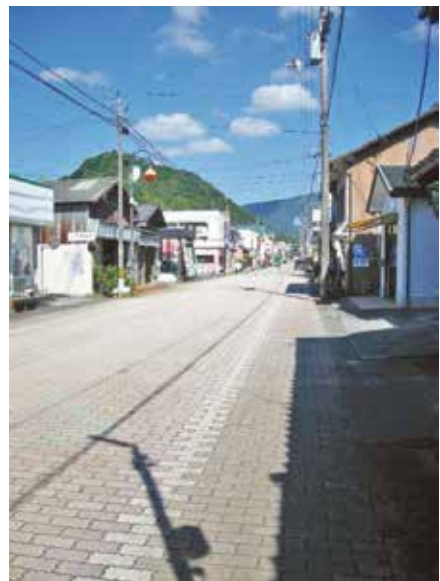


(写真 宇和島市提供) 吉田支所内

罹災証明書の受付業務を行った際は、壁や床には泥の跡があり、外は異臭が漂っていたのを思い出します。



令和3年10月現在は、平穏を取り戻し穏やかな吉田支所前です。



吉田町の商店街も復旧し、豪雨災害は過去のことになってしまっていますが、教訓を生かしてこれからも未来に向かっていくのですね。

5. 大洲オフィス



(写真 大洲市提供)

大洲市の復興状況（大洲市街・肱川町）

被災時の状況



（写真 大洲市提供）



（写真 大洲市提供）

現在の状況（令和3年10月）



オズメッセ21



たいき産直市 愛たい菜

コロナの影響はありますが、連日たくさんの買物客で賑わっています。



道の駅 清流の里ひじかわ

6. 西予オフィス



(写真 西予市提供)



(写真 西予市提供)

西予市の復興状況（乙亥会館・野村町）

被災時の状況



（写真 愛媛県ホームページより）



（写真 西予市提供）

現在の状況



2020年（令和2年）3月31日
復旧工事完了、同年5月26日再開



7. 島しょ部の活動



8. アンケート結果

罹災証明支援事業集計結果

①参加動機

	イ災害支援	ロ書士会協力	ハ業務に関心	ニ報酬のため	ホその他	備考
3年未満	0	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	8	6	1	1	0	
10年以上	7	5	1	1	0	
合計	15	11	2	2	0	

②支援業務受託の意義

	イ会として	ロ災害地貢献	ハ両者に貢献	ニ自分に意義	ホ該当なし	へその他	備考
3年未満	0	0	0	0	0	0	・社会貢献の良い機会 ・行政書士の社会地位の 向上につながる
3年以上～10年未満	4	4	6	2	0	0	
10年以上	2	3	7	1	0	0	
合計	6	7	13	3	0	0	

※・社会貢献の良い機会 ・行政書士の社会的地位の向上

備考欄は無し。欄外へ※表示

③参加の感想

	イ大変良かった	ロ良かった	ハあまり良くない	ニ全く良くない	ホどちらでもない	へその他	備考
3年未満	0	0	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	6	4	0	0	0	0	
10年以上	5	3	0	0	0	0	
合計	11	7	0	0	0	0	

④参加の場所

	イ松山市	ロ大洲市	ハ宇和島市	ニ宇和島吉田支所	備考
3年未満	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	3	2	6	2	
10年以上	1	7	5	4	
合計	4	9	11	6	

⑤参加回数

	イ1回	ロ2回	ハ3回	ニ4回以上	備考
3年未満	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	1	3	1	5	
10年以上	0	2	2	4	
合計	1	5	3	9	

⑥業務の難易

	イ難	ロやや難	ハ普通	ニやや簡単	ホ簡単	へその他	備考
3年未満	0	0	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	0	4	4	2	0	0	
10年以上	0	3	4	0	1	0	
合計	0	7	8	2	1	0	

⑦謝金等について

a 金額について

	イ充分	ロやや充分	ハ普通	ニやや不十分	ホ全く不十分	ヘその他	備考
3年未満	0	0	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	5	2	2	0	0	1	
10年以上	1	0	4	2	0	1	
合計	6	2	6	2	0	2	

b 支払時期について

	イ納得できる	ロやや充分	ハ普通・止む得ない	ニやや不十分	ホ全く充分	ヘその他	備考
3年未満	0	0	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	3	3	3	0	0	1	
10年以上	1	0	6	1	0	0	
合計	4	3	9	1	0	1	

⑧日程調整について

	イ希望どうり	ロやや希望通り	ハ普通	ニやや非希望	ホ全く非希望	ヘその他	備考
3年未満	0	0	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	6	4	0	0	0	0	
10年以上	1	5	2	0	0	0	
合計	7	9	2	0	0	0	

⑨業務支援体制について

a 人選・機能

	イ妥当	ロ比較的妥当	ハどちらでもない	ニあまりよくない	ホ全く不十分	ヘその他	備考
3年未満	0	0	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	2	7	1	0	0	0	災害対応経過状況が不明
10年以上	1	2	1	4	0	0	
合計	3	9	2	4	0	0	

b 支援不足の内容 ※上記二ホの選択の場合に回答

	イ組織作り不十分	ロ役職不適切	ハ人選不十分	ニ機能不十分	ホその他	備考
3年未満	0	0	0	0	0	・会内部の対応組織、人選、連携が不十分 ・協力的でない支部があった。
3年以上～10年未満	0	0	0	0	0	
10年以上	3	0	0	0	1	
合計	3	0	0	0	0	

⑩行政との連携

	イ充分	ロある程度	ハ普通	ニ不十分	ホ取れてない	ヘその他	備考
3年未満	0	0	0	0	0	0	・平時から連携を強める必要 ・行政により様式が異なっていた。
3年以上～10年未満	1	6	3	0	0	0	
10年以上	1	5	1	1	0	0	
合計	2	11	4	1	0	0	

⑪会員の業務引継ぎ

	イ 充分	ロ ある程度	ハ 普通	ニ 不十分	ホ 取れてない	ヘ その他	備考
3年未満	0	0	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	0	6	3	1	0	0	
10年以上	1	5	1	1	0	0	
合計	1	11	4	2	0	0	

⑫当県会の取組全般

	イ 充分	ロ ややできていた	ハ 普通	ニ 不十分	ホ 全く不十分	ヘ その他	備考
3年未満	0	0	0	0	0	0	・他の会員の活動が見えない。 ・平時から研修、資料提供が必要
3年以上～10年未満	1	8	1	0	0	0	
10年以上	1	5	0	2	0	0	
合計	2	13	1	2	0	0	

受託業務アンケート集計結果

①参加動機

	イ 災害支援	ロ 書士会協力	ハ 業務に関心	ニ 報酬目的	ホ その他	備考
3年未満	3	3	3	2	1	
3年以上～10年未満	7	9	3	3	0	
10年以上	4	3	1	2	0	
合計	14	15	7	7	1	

②支援業務受託の意義

	イ 会として	ロ 災害地貢献	ハ 両者に貢献	ニ 自分に意義	ホ 該当なし	ヘ その他	備考
3年未満	1	0	4	5	0	0	
3年以上～10年未満	3	2	5	5	0	0	
10年以上	0	1	3	1	0	0	
合計	4	3	12	11	0	0	

③参加の感想

	イ 大変良かった	ロ どちらかといえば良かった	ハ あまりよくない	ニ 全く良くない	ホ どちらでもない	ヘ その他	備考
3年未満	5	1	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	6	4	0	0	1	0	
10年以上	2	2	0	0	0	0	
合計	13	7	0	0	1	0	

④中途離脱の理由

	イ 事務所多忙	ロ 継続活動困難	ハ 報酬不満	ニ 業務が合わない	ホ 体制が合わない	ヘ その他	備考
3年未満	1	0	0	0	1	0	
3年以上～10年未満	3	1	0	0	0	1	体力不足
10年以上	0	0	0	0	0	0	
合計	4	1	0	0	1	1	

⑤業務全般の難易度

	イ 難しい	ロ やや難しい	ハ 普通	ニ やや簡単	ホ 簡単	ヘ その他	備考
3年未満	0	3	3	0	0	0	
3年以上～10年未満	0	1	8	1	0	0	
10年以上	0	2	2	0	0	0	
合計	0	6	13	1	0	0	

⑥審査業務の難易度

a グループ認定

	イ難しい	ロやや難しい	ハ普通	ニやや簡単	ホ簡単	ヘその他	備考
3年未満	0	0	4	1	0	0	△
3年以上～10年未満	0	2	7	1	0	0	
10年以上	0	1	3	0	0	0	
合計	0	3	14	2	0	0	

b 交付審査

	イ難しい	ロやや難しい	ハ普通	ニやや簡単	ホ簡単	ヘその他	備考
3年未満	0	4	1	0	0	0	△
3年以上～10年未満	0	3	7	0	0	1	
10年以上	0	3	1	0	0	0	
合計	0	10	9	0	0	1	△

c 実績報告審査

	イ難しい	ロやや難しい	ハ普通	ニやや簡単	ホ簡単	ヘその他	備考
3年未満	0	3	2	0	0	0	
3年以上～10年未満	0	3	7	0	0	1	
10年以上	0	3	0	1	0	0	
合計	0	9	9	1	0	1	

d 現地確認

	イ難しい	ロやや難しい	ハ普通	ニやや簡単	ホ簡単	ヘその他	備考
3年未満	0	1	3	0	0	0	△
3年以上～10年未満	0	1	6	0	0	2	△
10年以上	0	2	1	0	0	0	△
合計	0	4	10	0	0	2	

⑦PC入力作業

	イ難しい	ロやや難しい	ハ普通	ニやや簡単	ホ簡単	ヘその他	備考
3年未満	0	2	3	1	0	0	
3年以上～10年未満	0	3	3	3	1	0	
10年以上	0	1	2	0	1	0	
合計	0	6	8	4	2	0	

⑧現地オフィス支援

a 参加

	イ参加して良かった	ロどちらかと言うと良かった	ハどちらでもない	ニあまりよくない	ホ参加すべきではない	ヘその他	備考
3年未満	2	1	0	0	0	2	
3年以上～10年未満	5	3	0	0	0	0	△
10年以上	2	1	0	0	0	0	△
合計	9	5	0	0	0	2	

b 不参加理由

	イ遠隔地だった	ロ交通手段なし	ハ報酬が合わない	ニ時期が合わない	ホその他	備考
3年未満	2	0	0	0	2	
3年以上～10年未満	1	0	0	0	0	
10年以上	0	0	0	1	0	
合計	3	0	0	1	2	

⑨ 事業者支援

a 参加

	イ参加して良かった	ロどちらかと言うと良かった	ハどちらでもない	ニあまりよくない	ホ参加すべきではない	ヘその他	備考
3年未満	3	0	0	0	0	1	
3年以上～10年未満	1	1	0	0	0	2	△体力不足
10年以上	2	0	0	0	0	0	
合計	6	1	0	0	0	3	

b 不参加理由

	イ遠隔地だった	ロ交通手段なし	ハ報酬が合わない	ニ時期が合わない	ホ業務の困難性	ヘその他	備考
3年未満	1	0	0	0	0	2	
3年以上～10年未満	1	0	0	2	0	0	
10年以上	0	0	1	1	0	0	
合計	2	0	1	3	0	2	

⑩ 謝金等

a 金額

	イ 充分	ロ やや充分	ハ 普通	ニ やや不十分	ホ 不十分	ヘ その他	備考
3年未満	4	1	1	0	0	0	
3年以上～10年未満	3	2	1	3	0	0	
10年以上	1	0	1	1	0	1	
合計	8	3	3	4	0	1	

b 支払時期

	イ 納得できる	ロ やや充分	ハ 普通	ニ やや不十分	ホ 不十分	ヘ その他	備考
3年未満	2	0	3	1	0	0	
3年以上～10年未満	1	2	3	1	1	0	
10年以上	0	1	1	0	0	1	
合計	3	3	7	2	1	1	

⑪ シフトについて

	イ 希望通り	ロ やや希望通り	ハ 普通	あまり希望通りではない	ホ 希望通りではない	ヘ その他	備考
3年未満	2	4	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	3	6	1	0	0	0	
10年以上	1	3	0	0	0	0	
合計	6	13	1	0	0	0	

⑫ 業務対応体制について

a 組織体制

	イ 妥当	ロ やや妥当	ハ どちらでもない	ニ あまり妥当でない	ホ 妥当でない	ヘ その他	備考
3年未満	0	3	1	1	1	0	
3年以上～10年未満	0	5	1	1	1	0	
10年以上	0	2	0	2	0	0	
合計	0	10	2	4	2	0	

b 妥当でない内容

	イ 組織が不十分でない	ロ 役職が適切でない	ハ 人選が不十分	ニ 機能が不十分でない	ホ その他	備考
3年未満	1	0	0	1	0	
3年以上～10年未満	0	0	3	0	0	
10年以上	0	0	0	1	1	組織不団結
合計	1	0	3	2	1	

⑬ 県書士会の支援

	イ 充分	ロ やや充分	ハ 普通	ニ やや不十分	ホ 不十分	ヘ その他	備考
3年未満	2	2	1	0	0	1	
3年以上～10年未満	0	5	2	2	0	0	
10年以上	0	0	2	0	1	1	
合計	2	7	5	2	1	2	

⑭ 県支援課との連携

	イ 充分	ロ やや充分	ハ 普通	ニ やや不十分	ホ 不十分	ヘ その他	備考
3年未満	2	4	0	0	0	0	
3年以上～10年未満	0	4	4	1	0	0	
10年以上	0	1	1	0	1	1	
合計	2	9	5	1	1	1	

編 集 後 記

災害発生から3年半後の発刊となりました。

昨年、当編集会議は発足し、活動に着手しましたが、新型コロナの発生と重なり、会議はあまり開催できませんでした。前年度後半より徐々に取組み、一部活動データの収集、写真や新聞記事等を進めた他、アンケートの準備等を進めましたが、一部作業に留まりました。

今年度当会議は7月2日に第1回会議を開催し、編集終了までに6回開催しました。

『今年中の発刊』が至上命題であった為、各委員は再度現場を訪問取材するとともに、宇和島・大洲・西予の各市を訪問し、写真等の撮影や資料の取り寄せを、手弁当で頑張ってくれました。編集作業の終盤には1日のメール送受信が100件近くとなりました。委員間の意見調整・交流は、コロナ感染防止策と予算の都合もあり、基本的事項については全員参加の会議で決定し、細部にわたる調整や情報共有は、電話とメールとし、南予のお二人には被災現地での取材をお願いし、松山勢は事務局会議に参加するという分担作業で編集を進めました。なお、3年前の出来事であり、記憶も薄れ、編集作業は、資料を探し出すのに苦労しました。その中でも、支援活動に直接携わった当時のお二人の副会長さんの残された資料や助言は貴重なものでありました。

前年度の準備活動はありましたが、実質半年の期間での編集作業であった為、稚拙・不十分な誹りは免れないかも知れません。これは全て編集委員会事務局の責任です。

何卒ご寛容の程、お願いします。

編集委員の方々から次のご意見・感想が寄せられていますのでご紹介します。

- ☆支援員の立ち位置で、対外的にも対内的にも業務をこなしていくことが大変でした。
 - ☆被災地の現在の写真を撮りに行ったとき、この穏やかな光景がいつまでも続くことを願いながら、フォーカスしました。
 - ☆当時の体験を記録することで、今後の防災・減災に生かすことの重要性を痛感しました。
 - ☆この記録作業のなかで浮き上がってきた『残された課題や問題点』を検証する必要があるのではないのでしょうか。
 - ☆自分の子供の同級生や孫の世代の行政書士さんと仕事ができて楽しかったです。
- 『あの人となら、また一緒に仕事をしたい』そんな環境づくりと運営をめざしたいと思います。

【座長ご挨拶】

本年度編集委員は受託業務活動に参加し、期間を通じ中核として活動され、汗を流していただいた方達です。今般、編集委員に就任し、大変ご尽力いただきましたことに心から感謝申し上げます。また、グループ補助金受託業務に参加した仲間の多くの会員から寄稿していただき、本誌の編集にご協力いただいたことに感謝申し上げます。本誌編集作業はコロナの発生と重なり、予定より期間を要するなど紆余曲折はありましたが、アンケートに協力いただいた被災事業者、関係者の皆さま、そして当会、多くの会員の方々のご協力により完成させることができました。

ありがとうございました。

《文責／編集会議事務局》

平成30年7月豪雨災害支援活動記録

【編集会議】

令和2年度 業務部部会(豪雨災害記録編集PT) メンバー

岡田 学、河村佳和、泉原文明、小池和史、中矢伊知郎(以上松山支部)
三瀬敬三(大洲支部)、中山勇希(四国中央支部)

令和3年度 豪雨災害記録編集会議 メンバー

泉原文明(座長)、能田雅雄(事務局)、船田和志(以上松山支部)
三瀬敬三(大洲支部)、元藪映樹(宇和島支部)

発行日	令和4年3月25日
発行	愛媛県行政書士会 愛媛県松山市錦町98番地1 TEL (089)946-1444 FAX (089)941-7051 ホームページ https://www.e-gyosei.or.jp
印刷所	太陽印刷株式会社 松山市福音寺町514-1 TEL (089)932-2881

